

浜松市立中瀬小学校 No.

危機管理マニュアル (災害安全編)

令和 8 年 4 月改正

「最優先の安全確保」と「臨機応変な判断」

緊急時、人には、自分の身に迫っている危険を
根拠なく過小評価してしまう性質（正常化バイアス）がある



「正常化バイアス」を打ち破り、
児童生徒や教職員の安全確保を最優先に避難すること

自然災害は、想定を超える規模で襲ってくる危険がある



マニュアルの内容に留まらず、
その時々状況を把握し臨機応変に判断すること

目 次

1	目的及び基本方針	4
2	本校の災害特性	5
3	配備体制	
	(1)「勤務時間内」の配備体制	6
	(2)「勤務時間外（夜間、休日等）」の参集基準	8
4	避難訓練の実施	9
5	緊急時持ち出し品等	10
6	保護者との連絡体制	
	(1)連絡体制の構築	11
	(2)保護者との共通理解	11
7	保護者への引き渡し	
	(1)引き渡しの流れ	12
	(2)引き渡し場所等	12
8	防災教育	
	(1)基本理念	13
	(2)防災教育の手立て	13
9	各災害の発生に伴う対処基準	
	○地震災害編	14
	○南海トラフ地震編	19
	○津波災害編	21
	○気象情報編(大雨・台風等)	23
	【参考資料】雷・竜巻に関する情報	
	○避難情報編Ⅰ 河川の氾濫	28
	○避難情報編Ⅱ 土砂災害	34
	○停電編	39
	○暑さ指数(WBGT)編	43
10	緊急連絡体制	
	(1)幼・小・中の連携	48
	(2)教育委員会への被害状況報告	48
	(3)関係機関	49

1 1	大規模災害への対応	
(1)	平常時からの連携	5 0
(2)	施設開放区域・非開放区域等	5 1
(3)	備蓄品等	5 2
1 2	避難所支援と学校教育再開	
(1)	学校による避難所支援から学校教育再開への移行	5 3
	大規模地震発生時の避難所開設に備え、共通理解しておくべき内容	
	【参考資料】施設の安全チェックシート	
	避難者カード	
(2)	学校教育再開に向けた具体的な対応例	5 7
1 3	改正履歴	5 9

1 目的及び基本方針

本マニュアルは、自然災害等が発生した際の本校における児童及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第 29 条第 1 項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。また、本校における災害安全のための基本となる事項を定めるとともに、その他の学校安全に関する計画等と常に整合性を図りつつ本校の学校安全を推進するものである。

本校は、浜松市地域防災計画において、洪水浸水想定区域内に位置し、水防法に基づく要配慮者利用施設に指定されている。このため、本マニュアルは水防法第 15 条の 3 第 1 項に基づく「避難確保計画」としても位置付けられる。

○基本方針

- ・ 指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行うことにより、児童生徒、教職員の命、安全を確保することを最優先とする。
- ・ 自然災害発生に備え、本マニュアルに従って危機管理の体制を整えるとともに、訓練・研修等を通じて、各自の役割分担や緊急時の対応を習熟する。
- ・ 学校の施設・設備、地域の実情等を十分に把握し、そこから様々な危機を想定した危機管理体制を構築する。
- ・ 常に最悪の事態を想定するとともに、本マニュアルに定めのない事態が発生した場合には、状況や場面に応じて、この基本方針に則り最も適切と考えられる措置を取ることとする。
- ・ 本マニュアルはサーバー内に電子データで保管するとともに、校長室、職員室、非常持ち出し袋等で紙媒体を保管する。常に最新版を維持できるよう、改訂の都度、確実に更新する。
- ・ 本マニュアルは、各種訓練の結果や関係機関との協議等を参考として、毎年度末に見直しを行うことで、本校の学校安全の継続的な向上を図る。
- ・ 校外活動中や校内行事中に災害が発生した場合は、児童生徒や教職員、来校者等の安全確保のため、本マニュアルの内容を基本としながら、その場で必要な避難行動をとるとともに、滞在する地域や施設の指示等に基づいて対応する。

○内容の周知

- ・ 教職員等については、年度当初の配付や読み合わせによる確認、職員会議や校内研修等の機会を利用した周知等の方法により、本マニュアルに定める事項について周知徹底を図る。
- ・ 児童生徒については、新年度開始時期の学級活動、避難訓練、防災教育の学習等により、災害発生時に児童生徒が取るべき避難行動について周知を図る。
- ・ 保護者、関係機関等については、年度当初の資料配付や関係機関と開催する協議会等の機会において、自然災害発生時における本校の対処及び保護者への依頼等について周知を図る。

2 本校の災害特性

○「休校」等の判断時刻は**6時30分**（警報の発表や避難情報の発令等）

災害	学校の特性 (対象となる地域、警報、河川等)	休校・開校の基準 ◆被害想定
地震	対象区（学区を含む） 【浜名区】	対象区に震度5弱以上の地震が発生した場合【休校】 ◆南海トラフ巨大地震レベル2(陸側) 想定震度【震度6強～震度7】
津波	本校は想定なし	
大雨 台風等	【遠州南】【浜松市南部】 ・暴風警報、大雪警報、 暴風雪警報、	警報(特別警報)が発表された場合【休校】
河川の 氾濫 (外水)	・天竜川【浜名区】	避難情報が発令された場合【休校】 ◆敷地内の想定浸水域【あり】 想定浸水深【3m～5m】 ◆学区の想定浸水域【あり】 想定浸水深【1m～5m】
河川の 氾濫 (内水)	本校は想定なし	
土砂災害 警戒区域	【赤佐地区】	避難情報が発令された場合【原則開校】 ◆敷地内の警戒区域【なし】 ◆学区内の警戒区域【あり】
その他	緊急避難場所の指定【あり】 応急救護所の指定【なし】	

災害特性

3 配備体制

(1) 「勤務時間内」の配備体制

○児童生徒、教職員の安全確保を最優先とする。

○すべての学校において所在する区で震度 **5弱以上**の地震を観測、または津波避難対象地区に所在する学校において津波警報、大津波警報が発表された場合は、「学校災害対策本部」を立ち上げ、以下の業務について対応する。

配備体制

【学校災害対策本部体制】

設置基準	<地震>震度 5弱以上 <風水害>管理職の指示がある場合	
総括本部	校長、教頭	
情報連絡・搬出班	主幹教諭、事務職員	防 災 リー ダー 学 校 安 全 担 当
避難誘導・安全確認班	学級担任	
救護班	養護教諭、支援員	
消火・施設点検班	学年主任	
避難所運営支援班 (避難所の開設時)	「避難所確認事項」にて選出された学校地区防災班員	

【「学校災害対策本部」の組織と対応内容】

組織	担当 (例)	業務内容 (例)	実施時期の目安		
			発生時	1日以内	3日以内
総括本部 (校長室等)	管理職 等	・全体総括	○	→	→
		・教職員等への指示	○	→	→
		・各班からの情報の把握、連絡調整	○	→	→
		・教育委員会への被害状況報告			○
		・応急対応の検討・決定			○
		・必要な人材の派遣要請			○
		・学校教育再開に向けた教育委員会との連携			○
		・報道機関への対応			○
情報連絡・搬出班	主幹教諭、 教務主任等	・総括本部との連携	○	→	→
		・鍵、非常持ち出し品、重要書類等の搬出	○	→	→
		・メール等による保護者への連絡		○	→
		・PTA との連絡調整			○
		・来校者、電話への対応			○

組織	配備 (例)	業務内容(例)	実施時期の目安		
			発生時	1日以内	3日以内
避難誘導・安全確認班	学級担任 等	・児童生徒の避難誘導、安否確認	○	→	→
		・負傷者、体調不良者の把握	○	→	→
		・避難場所での留め置き、児童生徒への対応	○	→	→
		・保護者への引き渡し場所の設定		○	→
		・引き渡し人の身元確認		○	→
		・ストレスを感じている児童生徒の心のケア			○
救護班	養護教諭 等	・負傷者の保護、応急手当	○	→	→
		・医療機関への連絡、校医との連携	○	→	→
		・搬送先等のリスト作成		○	→
消火・施設点検班	学年主任 等	・初期消火	○	→	→
		・施設の被害状況把握、安全点検		○	→
		・危険箇所の処理、立ち入り禁止表示等		○	→
		・通学路の被害状況把握、安全確認			○
		・ライフライン(電気・ガス・水道)の確認			○
		・ゴミ、トイレの管理			○
避難所運営支援班 (避難所の開設時)	学校地区防災班員 等	・体育館等施設の安全確認		○	→
		・避難者受け入れ場所の確保		○	→
		・避難者の誘導		○	→
		・避難者カードの配付		○	→
		・避難所に係る非開放区域の表示		○	→
		・避難所運営委員会との連携・支援			○

※「避難所運営支援班」を担当する教職員は、避難所において避難者による「避難所運営委員会」が立ち上がり次第、学校再開業務に移行する。

(2) 「勤務時間外（夜間、休日等）」の参集基準

校長（対応できない場合は教頭等）は、被害状況や教育委員会からの情報を参考に、必要と判断した教職員等へ、電話やメール、アンケート等を活用して参集を指示する。

参集の留意事項

- ・自分や家族の安全確保を優先した上で参集する。
- ・居住地域周辺への被害や交通手段の途絶等の問題がある場合、2次災害の発生等を防ぐため無理に参集せず、可能な範囲で連絡を取る。
- ・自宅等での待機とする教職員は、随時学校と連絡を取る。

配備体制

体制	設置基準 ※「浜松市地域防災計画 解説・運用編 2-1 災害時の配備体制とその基準」を参考に作成	参集の対象
事前配備	<p><地震>※1 ※2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校が所在する区で震度5弱の地震を観測したとき ※南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表においては参集する必要はないが、地震の発生に備えるとともにその後の情報収集に努める <p><風水害></p> <ul style="list-style-type: none"> ・風水害により、避難情報が発令されたとき 	校長、教頭
第1次非常配備	<p><地震>※1 ※2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校が所在する区で震度5強の地震を観測したとき ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき <p><風水害></p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風の接近 ・近い将来に相当な被害の発生が見込まれ、その対策のため学校災害対策本部を設置する必要があると校長が認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・主幹教諭、教務主任 ・学校安全担当 ・防災リーダー ・学校地区防災班員 <p>※ただし、上記のうち、校長が必要と判断した教職員等へ参集を指示することができる</p>
第2次非常配備	<p><地震>※1 ※2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校が所在する区で震度6弱の地震を観測したとき <p><風水害></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別警報（大雨、暴風、大雪、暴風雪）が発表されたとき ・台風等の風水害により、緊急安全確保が発令されたとき ・その他相当な被害が発生し、または発生する恐れがあり、その対策のため学校災害対策本部を設置する必要があると校長が認めるとき ・災害により、災害救助法による救助を適用する被害が発生したとき 	<p>原則として全教職員</p> <p>※ただし、上記のうち、校長が必要と判断した教職員等へ参集を指示することができる</p>

※1 設置基準の地震が発生しても、津波警報または大津波警報が発表された場合、避難指示発令地区（P23参照）に所在する学校については参集しない。

※2 遠地津波が発生した場合は、市立全小中学校において参集しない。

4 避難訓練の実施

○訓練の内容は、学校の災害特性に応じて、保護者・地域との連携の踏まえながら計画し、小中学校では年5回程度、幼稚園では月1回程度を目安として実施する。(火災等を想定した訓練も含む)

○訓練後は、振り返り・評価を実施し、随時計画を見直し改善を図る。

○本校は、令和3年6月21日付け国土交通省、文部科学省事務連絡「学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について」により、「河川の氾濫による浸水洪水想定区域」に立地している要配慮者利用施設として、想定される浸水に係る「避難訓練の実施」に加え、市町村長に対して「訓練結果を報告」することが義務付けられている。

○本校の年間計画（予定）

時期	災害の想定	避難場所 (要する時間)	◎訓練の重点 ・ 主な内容
4月中旬	【第1回】 地震(震度7) 引き渡し	第1次避難場所 運動場(約10分) ※雨天時は教室	◎保護者へ引き渡す方法を確認する (引き渡し訓練) ○運動場への避難方法を確認する ・学級での人員点呼 ・避難経路、きまり、並び方の確認
6月初旬	【第2回】 地震(震度4) 火災	第1次避難場所 運動場	◎大きな揺れから命を守る行動をとる ◎火災から命を守る対応を確認する ・火災発生時の避難方法・経路の確認
9月上旬	【第3回】 河川の氾濫 ・土砂災害 <small>※実施・報告の義務あり</small>	校舎3階(約10分)	◎風水害発生時の対応を確認する ・マニュアル等を活用した教職員の図上訓練 ・教室での児童生徒との避難経路の確認
11月下旬	【第4回】 地震(震度7) 余震あり	第1次避難場所 運動場	◎大きな揺れから命を守る行動をとる ・想定外の揺れや被害への対応 ・児童生徒の避難行動に対する指導
1月中旬	【第5回】 地震(震度7) 予告なし	第1次避難場所 運動場	◎予告をせず、児童生徒が自ら判断し避難する ・揺れから命を守る行動 ・個々の判断による避難 ・様々な場面での身を守る方法の指導 ・教職員の情報伝達訓練
3月上旬	【第6回】 地震(震度7)	各活動場所 (教室、等)	◎災害時に起こる危険について確認する ・資料を活用しての机上の訓練 ・災害後の行動に対する指導

5 緊急時持ち出し品等

○緊急時持ち出し品や、避難時に使用する物品等は、以下のとおりとする。

- ・名簿情報等については、取扱いに十分注意して持ち出す。
- ・重要書類については、災害により損失・滅失を防止するため鉄庫等で保管する。
津波や水害が想定される学校では、上階への保管または移動等とする。
- ・「さくら連絡網」を利用した避難場所等からの情報伝達を想定し、管理職等は可能な範囲で個人携帯電話を持ち出す。

	内容	保管場所	担当者
避難用 ※非常用リュックを 持ち出す。	<input type="checkbox"/> トランシーバー 8 台 <input type="checkbox"/> ホイッスル 10 個 <input type="checkbox"/> 拡声器 2 台 <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 電池 等	職員室	① 教頭 ② 主幹教諭 ③ 事務職員
名簿・連絡先	<input type="checkbox"/> 学級名簿 <input type="checkbox"/> 引き渡しカード <input type="checkbox"/> 緊急連絡先一覧 等		
マニュアル 各種図面	<input type="checkbox"/> 危機管理マニュアル <input type="checkbox"/> 防災設備等の配置図 等		
応急手当用	<input type="checkbox"/> 救急用品セット <input type="checkbox"/> 案内旗 <input type="checkbox"/> A E D 等	保健室 体育館	養護教諭 不在の場合は事務
学級用	<input type="checkbox"/> 学級名簿 <input type="checkbox"/> 救急セット 等	各学級	学級担任等

緊急
持ち出し品

6 保護者との連絡体制

(1) 連絡体制の構築

電話連絡に加え、入学時等に「さくら連絡網」への登録を依頼し、通常時だけでなく災害発生等の緊急時においても、学校から迅速かつ確実に保護者へ連絡することができる体制を整える。

(2) 保護者との共通理解

○年度当初の周知、協力依頼

- ・配付資料による「自然災害発生時における学校の対処」の周知
- ・「さくら連絡網」の登録依頼
- ・通学路の危険箇所や登下校中の避難場所等の家庭での確認

○保護者の判断による安全確保

学校が開校されても、自然災害や地域の停電等による自宅周辺への影響により、児童生徒が安全に登校することができないと保護者が判断した場合は、自宅等で安全を確保する。連絡が取れる状況となり次第、保護者は学校へ連絡する。

この場合、校長は、遅刻を「出席」扱い、欠席を「出席停止」扱いとすることができる。

※関連規則「浜松市立小中学校 児童生徒指導要録の様式及び取り扱い」

(令和2年3月浜松市教育委員会)

- ・P17(9)出欠の記録の欄／ア授業日数の欄
『学校教育法施行規則第63条(中学校は第79条準用規定)(非常変災等の臨時休業)』に基づき、校長は、臨時に授業を行わないことができる。
- ・P18(9)出欠の記録の欄／イ出席停止・忌引き等の日数の欄
『(エ)非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数』に基づき、校長は、遅刻を「出席」扱い、欠席を「出席停止」扱いとすることができる。

7 保護者への引き渡し

(1) 引き渡しの流れ

	学校災害対策本部	学級担任等
検討 ↓	引き渡し場所の検討 ①運動場 ②各教室（雨天） ・ 自家用車での引渡しの可否判断 ・ 周辺道路の被災状況に配慮	児童生徒の安全確保 ・ 人員点呼、けが人の応急手当 ・ 配慮が必要な児童生徒のケア ・ 学級名簿等の準備
準備 ↓	保護者への連絡 ・ 児童生徒の安否や様子について ・ 引き渡し場所、注意事項について	保護者の動線を確認 ・ コーンの設定、動線の提示等 誘導の準備
引き渡し	各学級・学年の引き渡し状況を集約 ・ 必要に応じて地域や教育委員会等と自校の状況について情報共有	保護者への引き渡し ・ 名簿、引き渡しカードによるチェック ・ 避難場所や被災状況等の確認 ・ 本部への報告 ・ 引き渡しができない児童生徒の保護

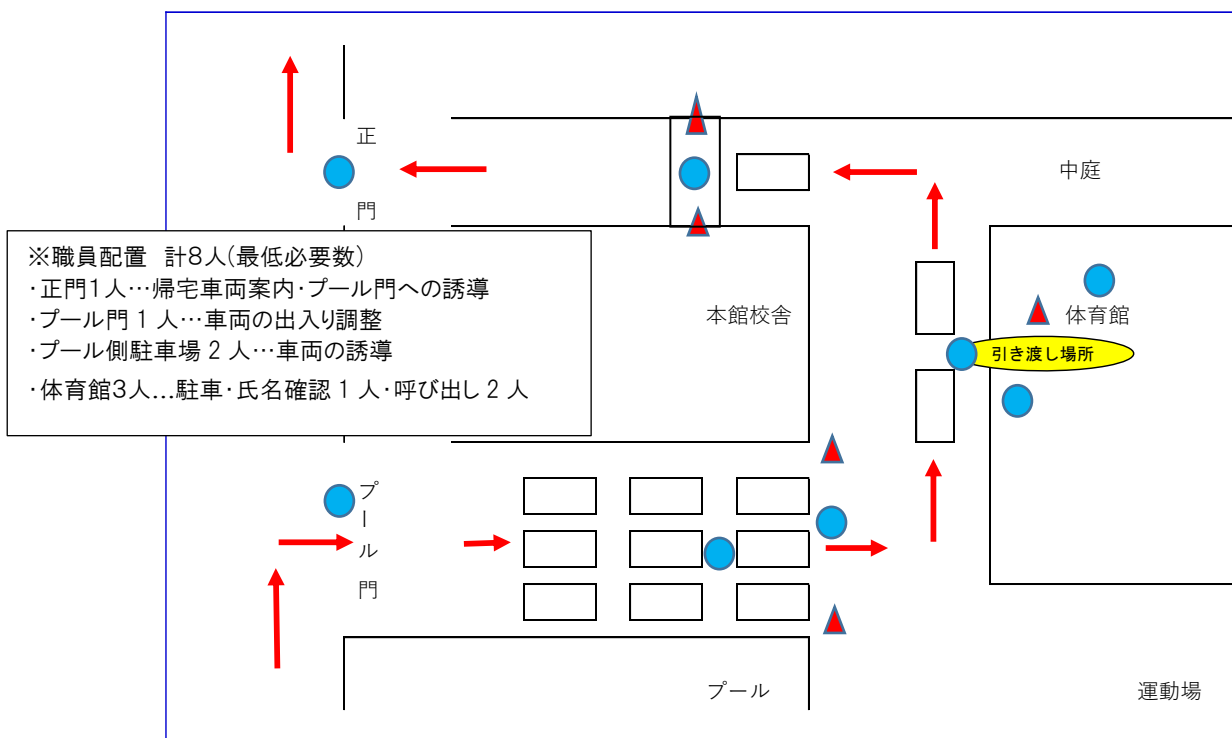
引き渡し

(2) 引き渡し場所等

- 引き渡し場所 … 各教室(大雨時は、下図参照。)
- 本校では、引き渡しの際、自家用車での来校を基本的に【不可】とする。
※大雨の際は、【可】とする。
- 引き渡しの決まりについては、地域の実情等を踏まえて中学校区で検討する。

● 教員の配置… 7人 ▲ コーン… 5個

※車両は、運動場北側に停車。



8 防災教育

(1) 基本理念

児童生徒に防災・減災力（自助・共助）を育てていくことは、将来、地域の一員として地域防災に貢献できる人を育てることにつながる。

これらのことから、浜松市における学校の防災教育の基本理念を「様々な自然災害から、生きぬく子【自助】」「自然災害発生後、共に生きのびる子【共助】」の育成とし、学校における防災教育の充実を図ることをとおして、「将来、地域の一員として、防災・減災を担う人材」の育成を目指す。学習指導要領における位置づけは以下のとおり。

小学校（中学校）学習指導要領（平成 29 年告示）総則第 2 の 2(2)

各学校においては、児童（生徒）や学校、地域の実態及び児童の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて時代の社会を形成することに向けた諸課題に対して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

(2) 防災教育の手立て（各学年における年間 10 時間程度の教科横断的な学習）

○防災学習

主に防災・減災に関連した内容が含まれる教科をとおして学習する。また、総合的な学習の時間等で防災・減災をテーマとした学習に取り組むこともできる。

○防災指導

行事として行う防災・避難訓練や訓練の前後に行う指導、学級活動における安全指導等の特別活動で実施する。浜松市では、平成 30 年度より、発達段階に応じた内容で「浜松市版防災ノート」を作成し各校で活用している。

児童生徒が主体的かつ視覚的に命を守る方法を学習する環境を整えるため、新たに令和 7 年度から「浜松市防災教育ポータルサイト」の運用を開始し、児童生徒の確かな防災・減災力を育成している。

○機会を捉えた防災教育

過去に日本で大規模な自然災害が発生した時期や大雨や台風が近づく時期等を、防災教育の効果的な機会と捉える。

過去に日本で起きた大規模な自然災害		
1	安政東海地震	1854 年 12 月 23 日
2	関東大震災 ※前後に防災週間の設定	1923 年 9 月 1 日
3	七夕豪雨／浜松市	1974 年 7 月 7 日
4	阪神・淡路大震災 ※前後に防災週間の設定	1995 年 1 月 17 日
5	東日本大震災 ※前後に防災週間の設定	2011 年 3 月 11 日
6	台風第 18 号による記録的大雨／浜松市	2015 年 9 月 8 日
7	熊本地震	2016 年 4 月 14 日
8	台風第 24 号による大規模停電／浜松市	2018 年 10 月初旬
9	熱海市伊豆山土砂災害	2021 年 7 月 3 日

対処基準

地震災害編

地震に関する情報

■緊急地震速報

同報無線（校舎等に設置された屋外スピーカー、職員室の戸別受信機）携帯電話やスマートフォン、テレビ、ラジオ 等

最大震度5弱以上が予測される場合、強い揺れが始まる数秒～数10秒前に発信

■浜松市「防災ホットメール」

観測された区ごとの震度、発生規模、震源の深さ等の発信

■浜松市防災マップ



南海トラフ巨大地震レベル2で想定される震度分布図、緊急避難場所の確認

■静岡地方気象台 防災気象情報ポータル



地震速報、震源・震度に関する情報

■災害伝言ダイヤル・・・震度6弱以上の地震等、大きな災害が発生したときに開設されるNTTの災害伝言サービス

伝言の録音方法

1 7 1 にダイヤル

↓ がたんすが流れます

録音の場合 1

↓ がたんすが流れます

被災地の人の電話番号
(XXX)-XXX-XXXX

伝言の再生方法

1 7 1 にダイヤル

↓ がたんすが流れます

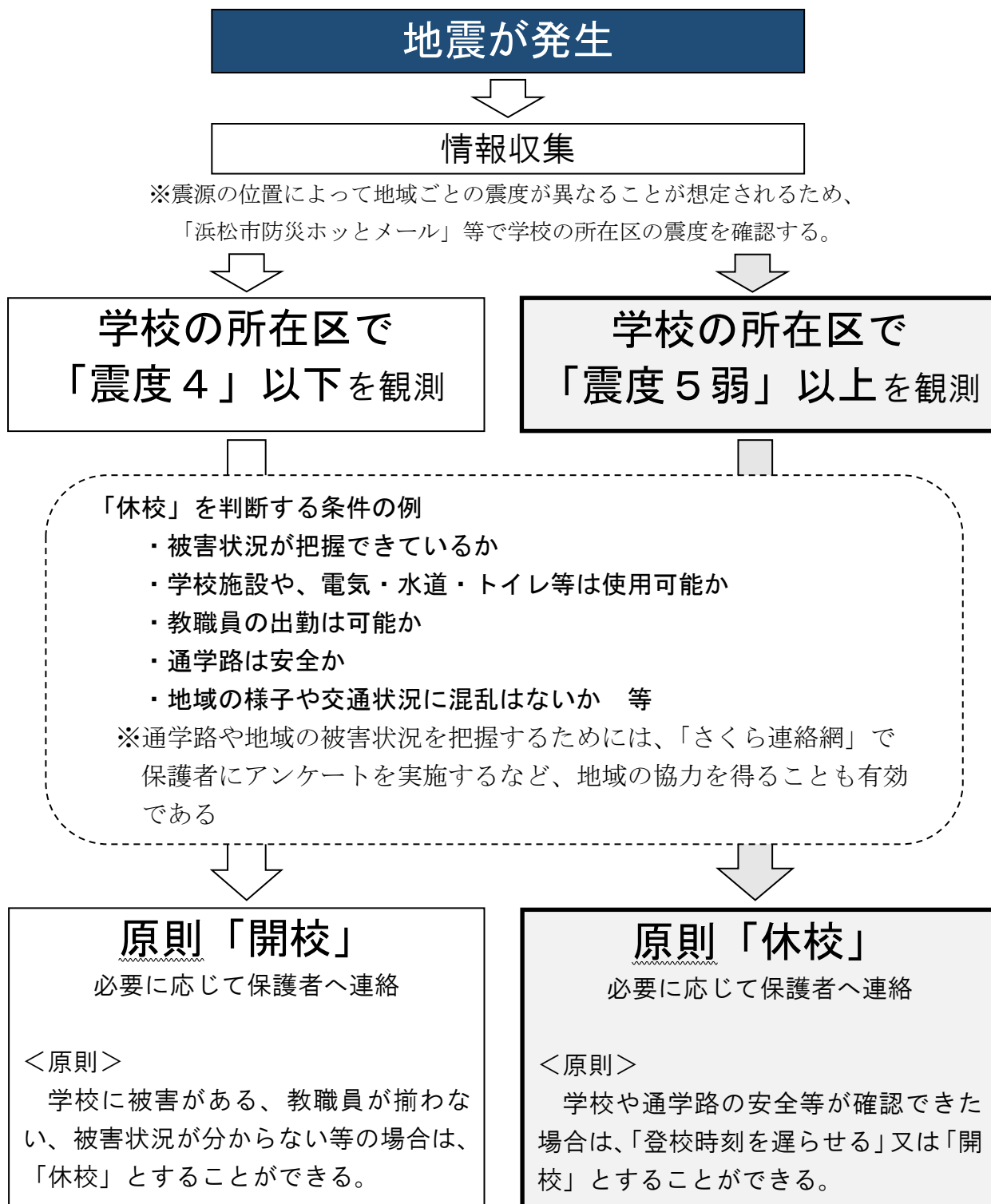
再生の場合 2

↓ がたんすが流れます

被災地の人の電話番号
(XXX)-XXX-XXXX

■地震発生に伴う学校の対処

(1) 登校前



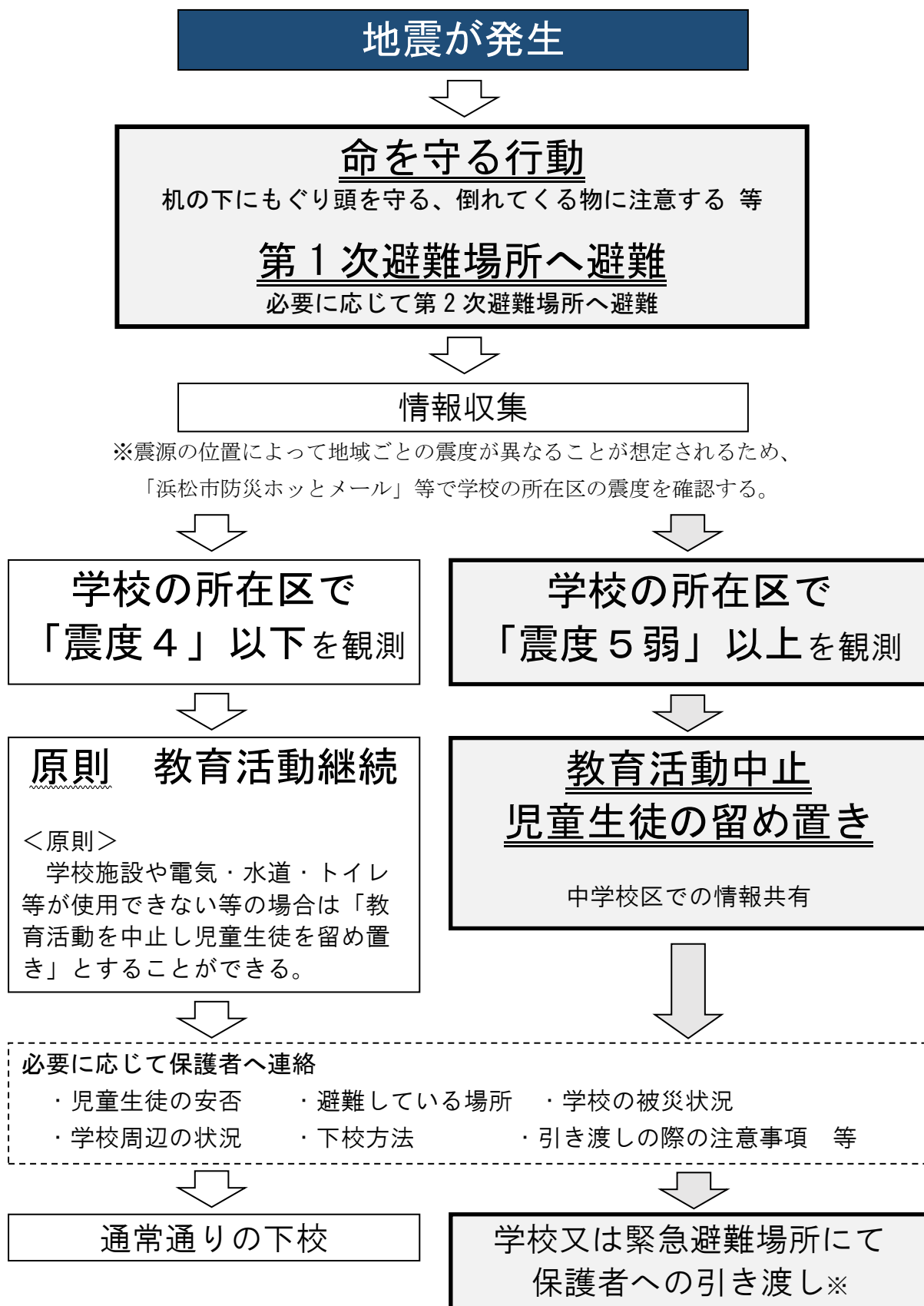
※「震度5弱」以上の場合は、必要に応じて配備体制をとる。

※できる限り中学校区で対応を統一できるよう検討する。

※「休校」の判断後に登校してきた児童生徒がいる場合は、学校に留め置いた上で保護者と連絡を取り、引き渡しをする。

※教育委員会は、必要に応じて学校（校長会）と対処について検討する。


(2) 在校中（登下校中、夕方や休日の部活動中も含む）

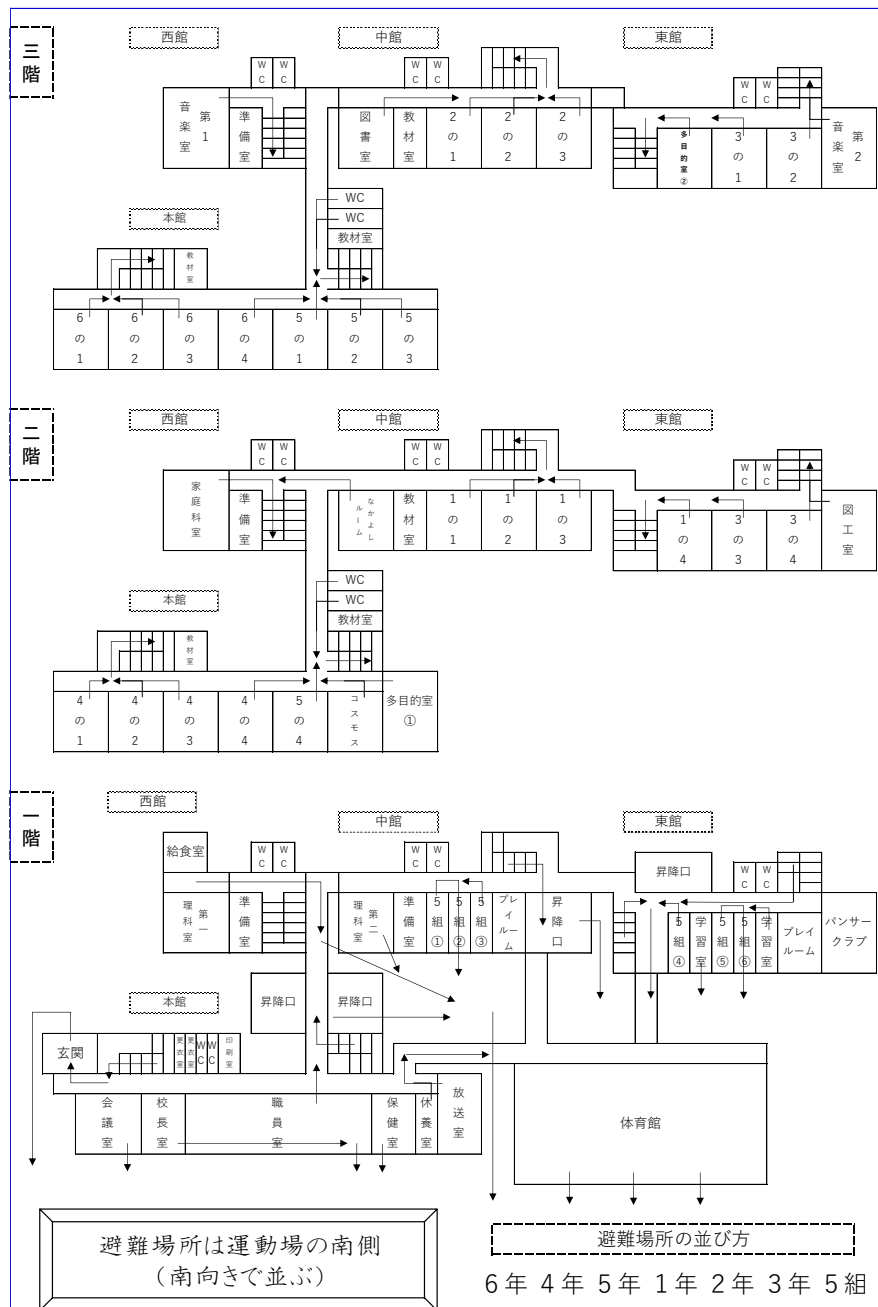


※「震度5弱」以上の場合は、必要に応じて配備体制をとる。

※地震災害の場合は、学校で児童生徒の安全を確保し、確実に保護者に引き渡すことが望ましいが、通学路や地域の安全が確認できている場合であれば、集団下校等とすることができる。

(3) 地震災害を想定した避難場所及び避難経路

	<h2 style="margin: 0;">第1次避難場所 及び避難経路</h2>	<h1 style="margin: 0;">運動場</h1>
---	--	---------------------------------



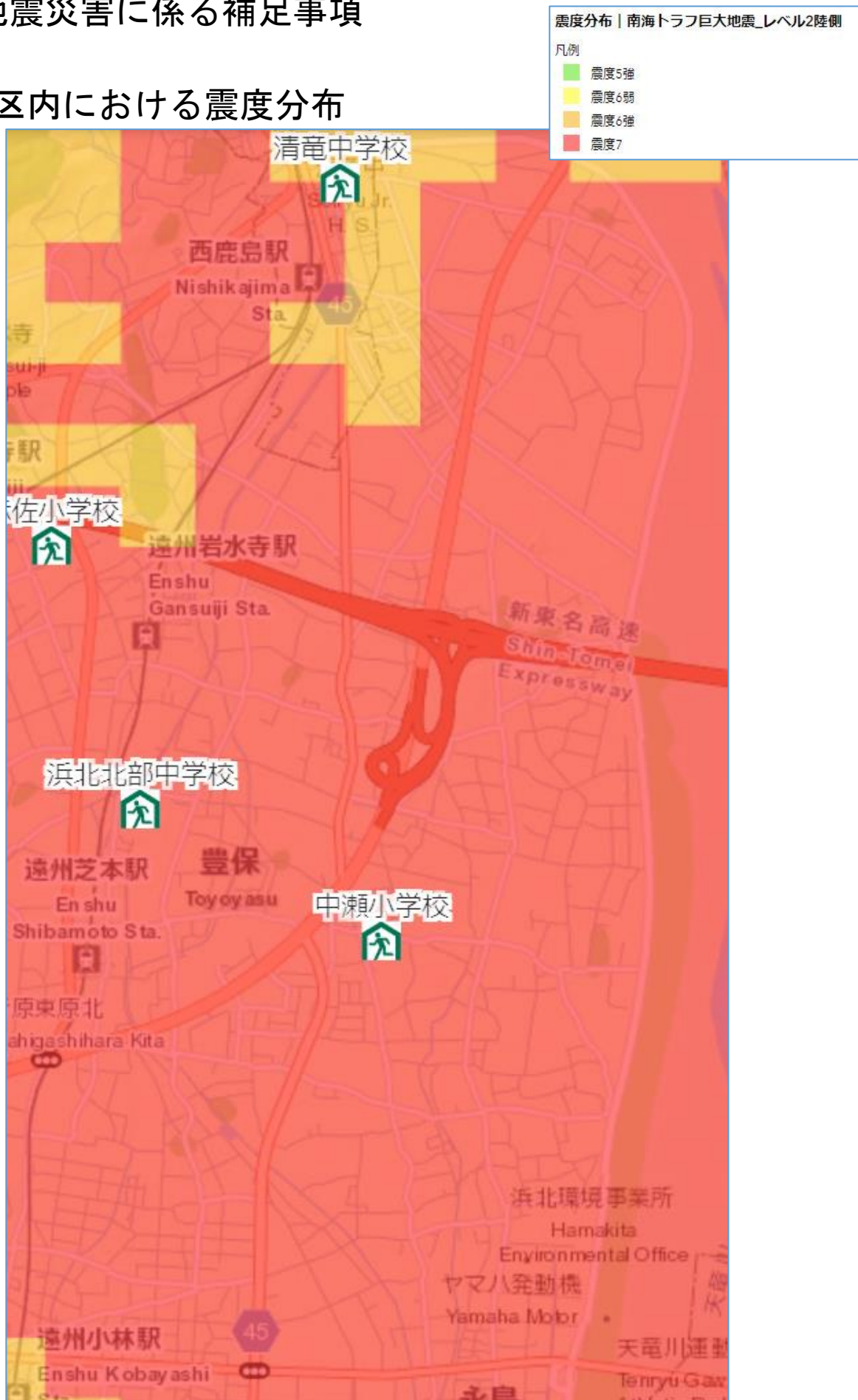
地震災害

避難の留意点

- ▼揺れが強いときは、ものが「落ちてこない・倒れてこない・動いてこない」ところで身を寄せること
- ▼パニックになった子供たちを落ち着かせること
- ▼常に周囲の状況を把握し、揺れが弱まったり、収まったりしたときに、安全な場所へ避難をすること
- ▼日頃から避難時の「おはしも」の指導を徹底すること

(4) 地震災害に係る補足事項

▼学区内における震度分布



地震災害

<浜松市防災マップ「震度分布」より>

対処基準

南海トラフ地震編

1 南海トラフ地震とは

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」という。この南海トラフ沿いのプレート境界を震源とする大規模な地震が「南海トラフ地震」である。南海トラフ地震は、おおむね100～150年間隔で繰り返し発生しているが、その発生間隔には、ばらつきがあり、震源域の広がり方には多様性があることが知られている。

昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから80年以上が経過しており、南海トラフにおける次の大規模地震の切迫性が高まってきている。

※気象庁「南海トラフに関する情報発表ページ」



2 「南海トラフ地震臨時情報」が発表される条件

(発表条件)



南海トラフ地震 臨時情報

キーワード	調査中	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
	巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生したと評価した場合 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生したと評価した場合 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
	調査終了	<ul style="list-style-type: none"> 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合



南海トラフ地震 関連解説情報

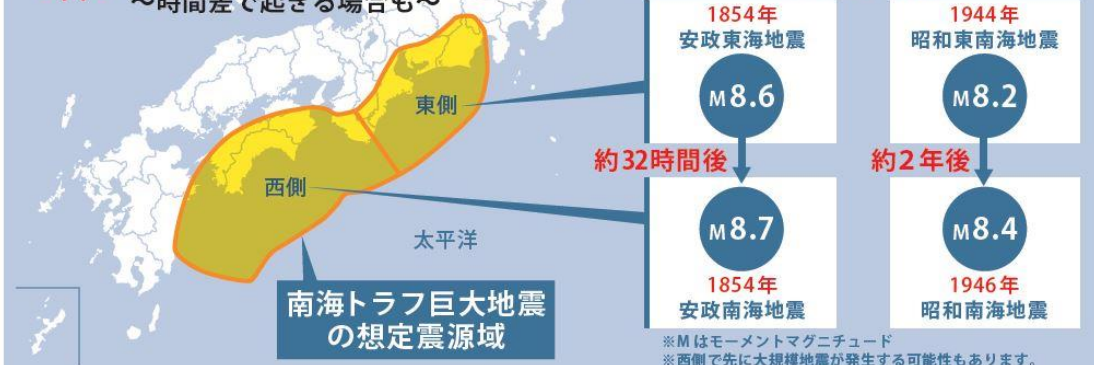
- 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合
- 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）



地震は一度では終わらないかも

～時間差で起きる場合も～

〔過去事例〕



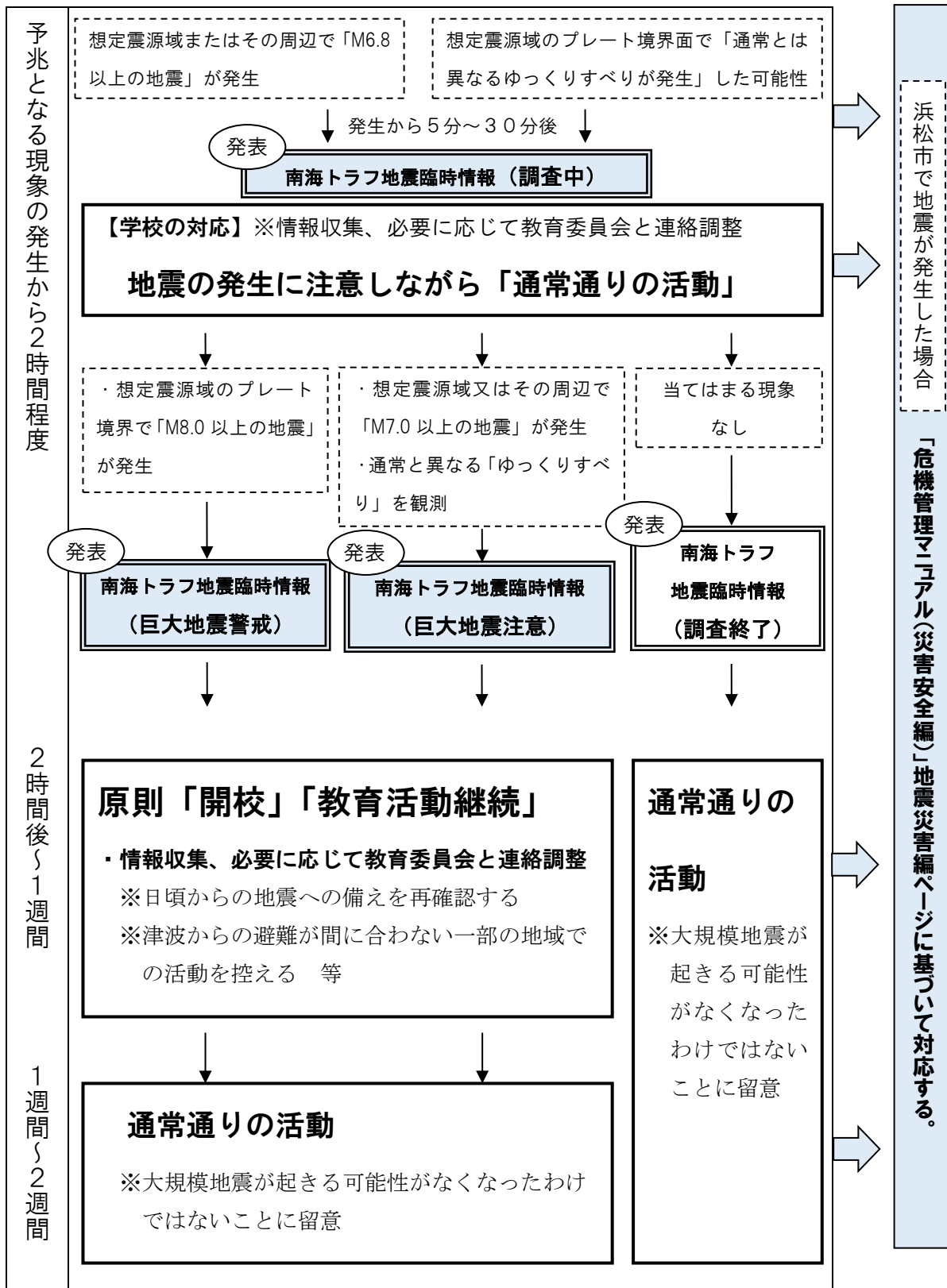
＜気象庁リーフレット「南海トラフ地震 ーその時の備えー」を参考に浜松市教育委員会で作成＞

(1) 「南海トラフ地震臨時情報」発表に伴う学校の対応

南海トラフ地震に関する情報は、[気象庁「南海トラフに関する情報発表ページ」](#)やテレビ、ラジオ等から確認する。



学校の対応



対処基準 津波災害編

津波に関する情報

■津波の情報

同報無線（校舎等に設置された屋外スピーカー、職員室の戸別受信機）
携帯電話やスマートフォン、テレビ、ラジオ 等

津波注意報、津波警報、大津波警報の発令、沿岸部の地域への注意喚起

■浜松市「津波浸水深マップ」





静岡県第4次地震被害想定レベル2における「防潮堤あり・なし」の津波想定浸水域を地図上で確認することができる。

■静岡地方気象台 防災気象情報ポータル



津波警報・津波注意報等に関する情報

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m以上	巨大	<ul style="list-style-type: none"> ・木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 ・沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		5mから10m		
		3mから5m		
		 3秒吹鳴らし 2秒休止 ×9回		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1mから3m	高い	<ul style="list-style-type: none"> ・標高の低いところでは津波が襲い浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 ・沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2mから1m	表記しない	<ul style="list-style-type: none"> ・海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 ・海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。
		 10秒吹鳴らし 2秒休止 ×9回		

津波災害

<気象庁リーフレット「南海トラフ地震 -その時の備え-」を参考に浜松市教育委員会で作成>

【対象校】

「浜松市津波避難計画（令和元年6月）」に示された「安政東海地震における推定津波浸水域」と「静岡県第4次地震被害想定に基づく南海トラフ巨大地震（レベル2）の津波想定区域」を合わせた避難対象地区に所在する学校を対象校とする。

（1）津波避難対象地区に所在する学校

対象校は、浜松市「津波浸水深マップ」をとおして、自校の学区や敷地内の浸水想定域、浸水深を確認する。

中学校区	中学校	小学校（幼稚園）	中学校区	中学校	小学校（幼稚園）
舞 阪	<u>舞阪</u>	<u>舞阪</u>	江 南	<u>江南</u>	<u>砂丘</u> <u>南の星</u> （南の星）
雄 踏	<u>雄踏</u>	<u>雄踏</u>	篠 原	<u>篠原</u>	<u>篠原</u>
入 野	入野	<u>入野</u> 西都台 大平台	庄 内	庄内	庄内 村櫛（北庄内） （村櫛）
東 部	東部	相生	神久呂	神久呂	神久呂（神久呂）
西 部	西部	県居	南 陽	<u>南陽</u>	芳川 芳川北（芳川）
南 部	<u>南部</u>	<u>白脇</u> （白脇）	東 陽	<u>東陽</u>	芳川 <u>河輪</u> （芳川）
富 塚	富塚	富塚 富塚西	可 美	<u>可美</u>	<u>可美</u> （可美）
江 西	<u>江西</u>	<u>浅間</u>	新 津	<u>新津</u>	<u>新津</u> <u>砂丘</u>
湖 東	湖東	<u>伊佐見</u> 和地 （伊佐見）	細 江	細江	気賀 西気賀 伊目 （西気賀）（中央）（伊目）
三ヶ日	<u>三ヶ日</u>	三ヶ日西 三ヶ日東 尾奈 （大崎）（尾奈）	19 校区	19 校	30 校（13 園）

※■箇所が津波避難ビルに指定されている18校（小学校10校、中学校8校）

※下線は、学校敷地内に浸水するおそれがある学校

（2）津波避難ビル（緊急避難場所（津波避難場所））について

津波避難ビルとは、住民が津波から避難（訓練を含む）するために、あらかじめ指定された避難施設のことを指す。

（3）備考

上記に記載されていない学校であっても、浸水域にある学校と同じ中学校区に所在していたり、隣接していたりする学校については、必要に応じて「津波災害編」と同様の対処を検討する。

【遠地津波について】

(1) 遠地津波の定義

国外で発生した地震を「遠地地震」といい、この遠地地震に伴う津波を「遠地津波」と呼んでいる。(気象庁「【防災メモ】～遠地地震・遠地津波について～」より)

(2) 遠地津波発生の際の対応について～危機管理課より～

① 津波警報と避難指示

- ・遠地津波が発生した際、過去の記録から、津波注意報（1 m以下の津波）か津波警報（1 m超3 m以下の津波）が発表される可能性が高い。
- ・津波警報が発表された際、避難指示は、舞阪町（舞阪西町、舞阪砂町、舞阪吹上、弁天島）、江之島町に同時に発令される。(P24 図黄色部分)
※避難指示が発令された地区を、「避難指示発令地区」という。
※津波注意報では避難指示は発令されない。

②避難指示が発令された場合、発令地区近傍の発令地区外の津波避難ビルの一部が、「開設津波緊急避難場所」に指定され、地区防災班員が配備される。

③今回の「津波災害編」における遠地津波は、上記①②を想定した対応とする。
※詳細についてはP24以降参照。

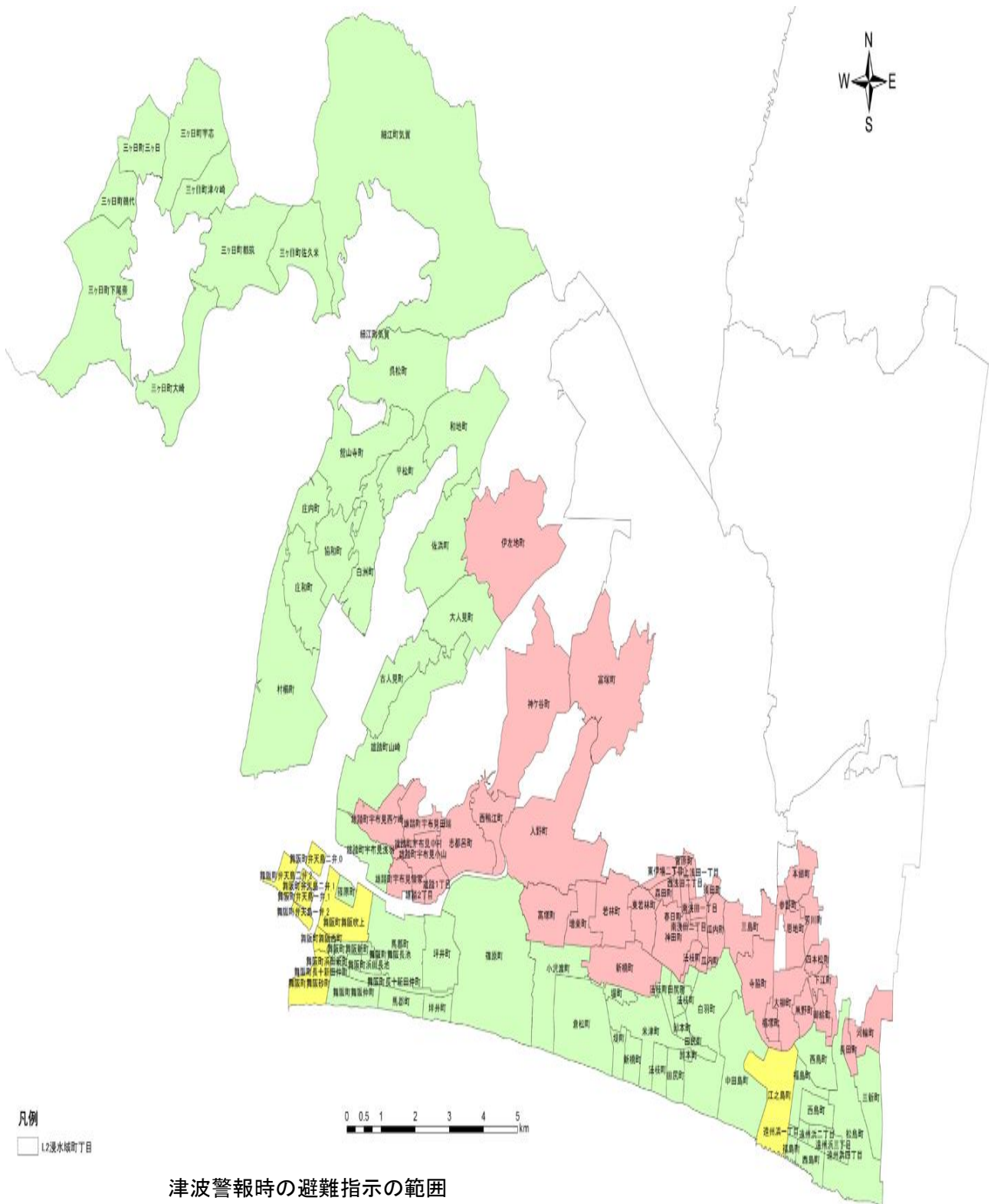
～参考～「遠地津波により大津波警報（3 m超5 m以下）が発表された場合」

①避難指示発令地区（P24 図黄色及び緑色部分）に所在する津波避難ビルは、避難してきた市民に、発令地区外へ避難してもらうよう提案するが、発令地区外への避難が困難な場合や、提案に応じなかった場合は、避難者を受け入れる。

②避難指示発令地区外（P24 図赤色部分）の津波避難ビルの一部が、「開設津波緊急避難場所」に指定され、地区防災班員が随時配備される予定。

※大津波警報（5 m超）が発表された場合は、P24 図黄色、緑色及び赤色部分の地区に避難指示が発令され、白色部分の地区に所在する学校が「開設津波緊急避難場所」に指定される可能性がある。

【津波警報等の区分に応じた避難指示発令区域】



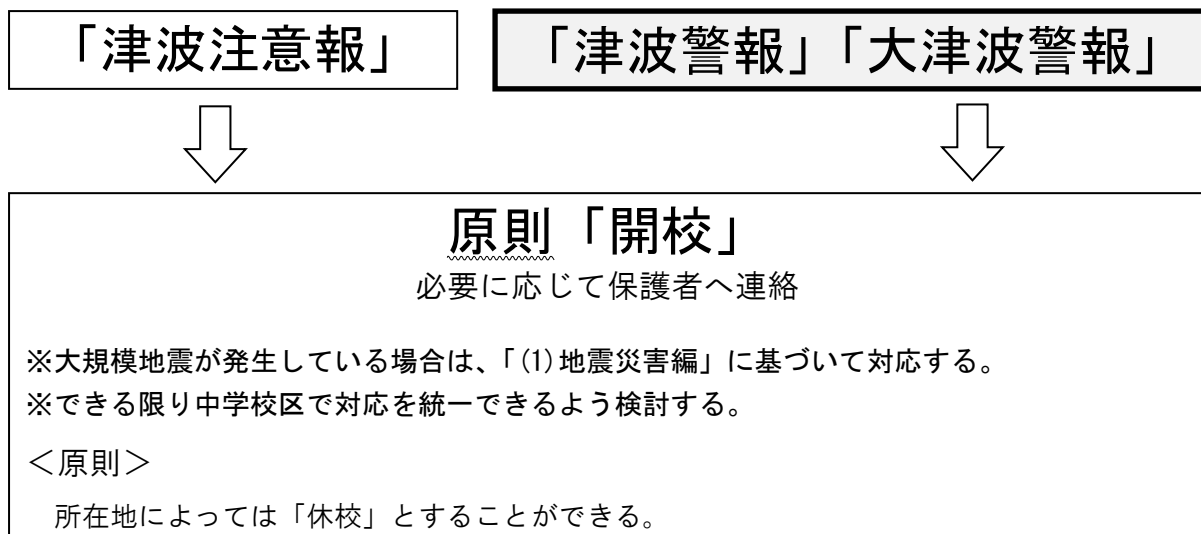
津波警報時の避難指示の範囲

津波警報 1m<高さ≤3m 高い	大津波警報	
	3m<高さ≤5m	5m<高さ 巨大

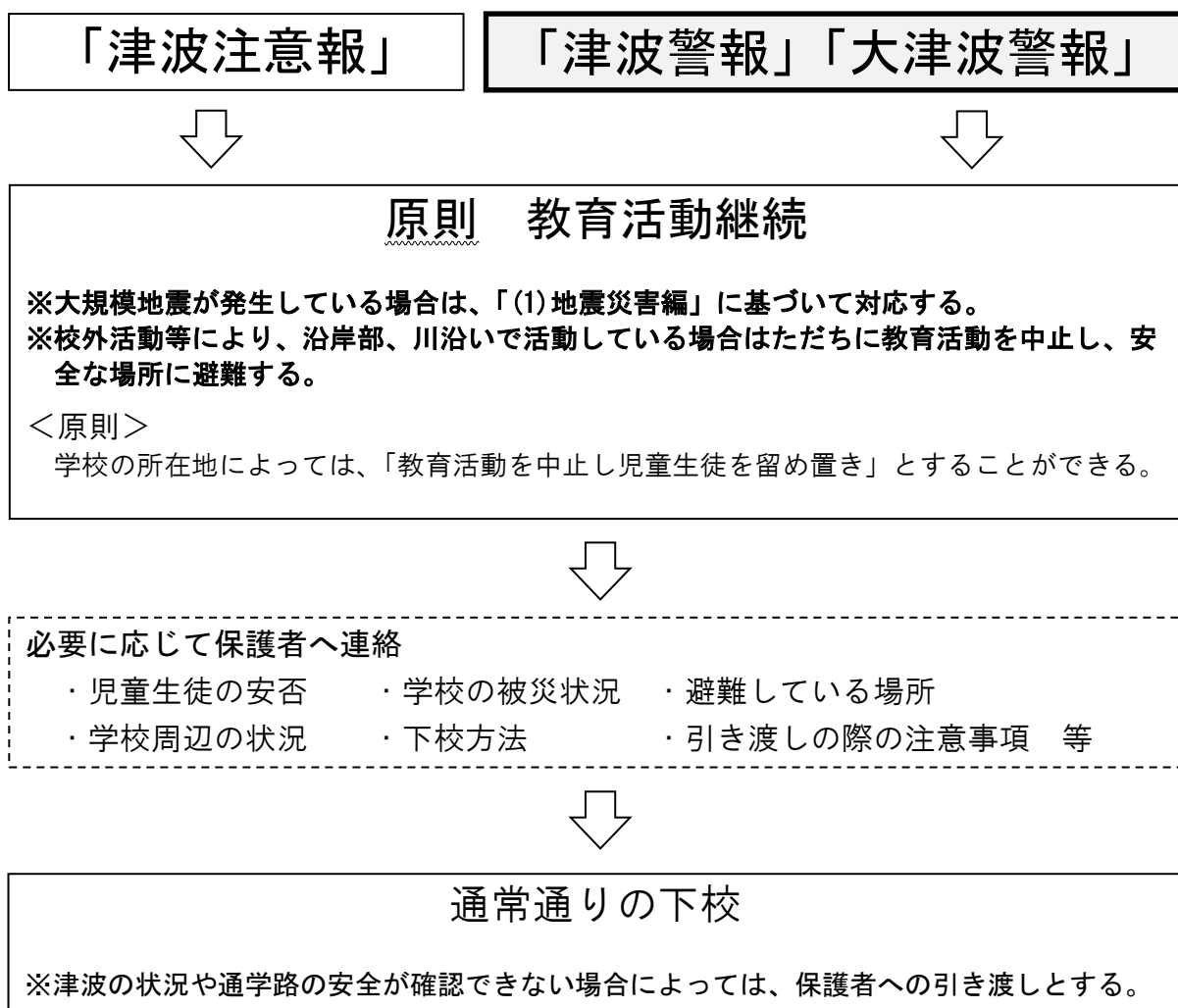
～浜松市 津波避難計画より～

■ 「津波警報」等の発表に伴う学校の対処（本校は想定なし）

(1) 登校前（地震を伴う津波、遠地津波）



(2) 在校中（地震を伴う津波、遠地津波）



(3) 避難者への対応（遠地津波）

地区防災班員は配備されない

学校の対応： 避難してきた市民を、開設津波緊急避難場所の津波避難ビル（※）へ避難してもらうよう促す

※舞阪中、雄踏小、雄踏中、篠原小、篠原中、南の星小

○対応する教職員は、以下の内容を説明する。

- ・ 津波避難対象地区ではないこと
- ・ 避難指示が出ていないこと
- ・ 避難する必要がないこと
- ・ 学校は教育活動を継続すること






学校が対応に苦慮する場合は、区振興課・行政センターへ一報を入れる。

浜名区区振興課 TEL：585-1143

対処基準

気象情報編(大雨・台風等)

気象情報に関する情報

■浜松市防災ホットメール	
浜松市における最新の災害情報を発信(警報・注意報、緊急避難場所の開設状況等)	
■静岡地方気象台 防災気象情報ポータル	
天気予報、発表されている警報・注意報、アメダス、降水ナウキャスト等	
■気象庁「キキクル(雨雲の動き)」	
1時間後までの雨雲の動き、現在の危険度分布図(浸水・土砂・洪水) 「線状降水帯の発生」「記録的短時間大雨情報」等の発表	
■サイポスレーダー(静岡県土木総合防災情報)	
観測データ(河川の水位等)、気象情報	

休校の基準となる気象情報

特別警報	【市内すべての学校】 ・暴風特別警報 ・大雨特別警報 ・大雪特別警報 ・暴風雪特別警報
警報	【遠州南・浜松市南部(中央区・浜名区)に所在する学校】 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・大雪警報 【遠州北・浜松市北部(天竜区)に所在する学校】 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・大雪警報 ・大雨警報(土砂災害、浸水害、土砂災害・浸水害) ・洪水警報

※学区が遠州灘沿岸又は浜名湖湖畔沿いに面する学校は、「高潮警報」「高潮特別警報」が発令された際には、登下校等の安全に十分注意する。

■大雨・台風等に係る気象情報の発表に伴う学校の対処

(1) 登校前

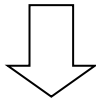
【前日まで】
翌日に暴風や大雨による影響が見込まれる場合

- ・ 中学校区で、休校や登校時刻の変更等の対応について確認
- ・ 予定されている行事や校外学習等の実施について検討
- ・ 状況に応じて、学校の運営予定や登下校時の安全確保等について保護者へ連絡

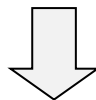
※市内全域に大きな影響があると見込まれた場合、教育委員会が全校もしくは一部地域の学校へ休校の措置を講じることがある。



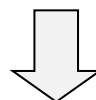
当日の6時30分の時点



学校の対象地域に「警報」や「特別警報」の発表なし



浜松市南部
(天竜区以外)の学校



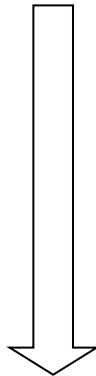
浜松市北部
(天竜区)の学校

<警報>
・ 暴風 ・ 大雪
・ 暴風雪

<特別警報>
・ 大雨 ・ 暴風
・ 大雪 ・ 暴風雪

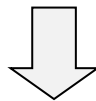
<警報>
・ 大雨 ・ 洪水
・ 暴風 ・ 大雪
・ 暴風雪

<特別警報>
・ 大雨 ・ 暴風
・ 大雪 ・ 暴風雪

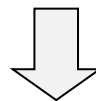


原則「開校」
必要に応じて保護者へ連絡

<原則>
警報等が発表されていない状況であっても、暴風雨や通学路の冠水、土砂災害の危険等が想定される場合は、「始業時刻を遅らせる」又は「休校」とすることができる。

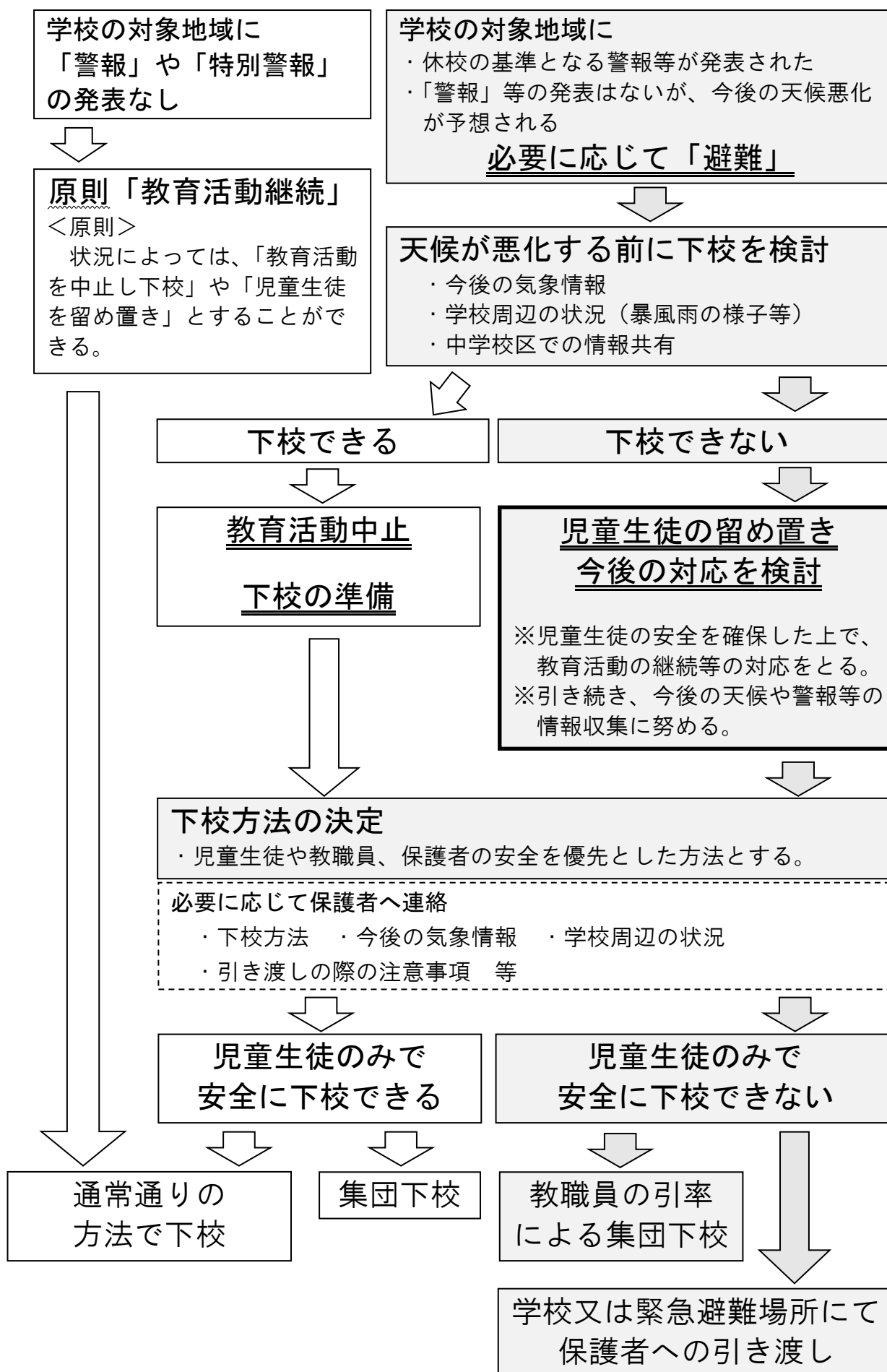


「休校」
必要に応じて保護者へ連絡



※必要に応じて配備体制をとる。

(2) 在校中



(3) 気象情報に係る補足事項

- ① 保護者引き渡しの際、原則、自家用車での来校は「不可」とする。
- ② 大雨等による保護者引き渡しの場合、自家用車での来校も「可」とする。
※通学距離が遠い児童がいるため。

【参考資料】雷・竜巻に関する情報

発達した積乱雲がもたらす落雷や竜巻等の突風については、局地的な短時間の現象であり、場所と時間を特定した予測が困難である。

学校は、気象情報に注意し、天候の急変などの場合には活動を中止して避難したり、計画を変更したりするなど、臨機応変に児童生徒の安全を確保する。

(1) 落雷・竜巻等突風の予兆



真っ黒い雲が近づいてきた

雷の音が聞こえてきた

急に冷たい風が吹いてきた

<気象庁ホームページより>

(2) 情報の収集

- ・「浜松市防災ホットメール」で「雷注意報」「竜巻注意情報」を受診
- ・「雷ナウキャスト」「竜巻発生確度ナウキャスト」で位置情報を確認



<QRコード：気象庁ナウキャスト>

(3) 避難行動の例

	予想される状況	避難行動の例
雷に関する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・雷注意報の発表 ・真っ黒い雲が近付き、周囲が急に暗くなる。 ・大粒の雨や雹が降り出す。 ・雷鳴、雷光を確認した。 ・近くに雷が落ちた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>速やかに建物の中に避難する。</u> ○<u>運動場、プール、屋外での校外学習等での活動は直ちに中止し避難する。</u> ※近くに避難する場所がない場合は、高い木から離れ、できるだけ姿勢を低くする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・雷が止む。 	<ul style="list-style-type: none"> ○雷鳴が止んでから20分程度は落雷の危険性があるため、安全な場所で待機する。

	予想される状況	避難行動の例
竜巻に関する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・竜巻注意情報の発表 ・漏斗状の雲が現れた。 ・ジェット機のような轟音が聞こえる。 ・耳に異常を感じるほどの気圧の変化を感じる。 ・竜巻等突風が接近している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>屋外にいる場合は、空の様子に注意し、早めに建物の中に避難する。</u> ○<u>屋内にいる場合は、窓やカーテンを閉め、窓からできるだけ離れた場所で身を守る。</u> ※テントや樹木等が倒壊したり飛ばされたりする可能性があるため、飛散物の接近にも注意する。

対処基準

避難情報編（Ⅰ）

河川の氾濫

避難情報及び河川の氾濫に関する情報

■浜松市防災ホッとメール

浜松市における最新の災害情報を発信（避難情報、緊急避難場所の開設状況等）

■浜松市の避難情報に係る緊急速報通知

携帯電話・スマートフォン等

避難情報、緊急避難場所の開設状況等

■浜松市防災マップ



河川別のハザードマップによる洪水浸水想定区域や想定される浸水の深さ 等

■静岡地方気象台 防災気象情報ポータル



指定河川洪水予報、川の防災情報（水位等）等

■気象庁「キキクル（洪水）」



「キキクル（浸水）」



氾濫の危険がある河川、浸水の危険がある地域の確認

■サイポスレーダー（静岡県土木総合防災情報）



洪水予報、水位到達情報、水位情報、ライブカメラ

■浜松市土木防災情報システム



河川ライブカメラ（安間川、馬込川、新川、芳川、高塚川、堀留川、堀留運河 等）

■天竜川のようにす



浜松河川国道事務所が管理している天竜川のカメラ画像

■同報無線、広報車

浜松市における最新の避難情報を発信

■避難情報発令に伴う学校の対処（Ⅰ）河川の氾濫

【A】外水氾濫系

(1) 登校前

【前日まで】

河川の水位上昇につながる大雨の情報

- ・大雨が続いている
- ・線状降水帯の発生、記録的短時間大雨情報、前線の停滞、台風接近などの予報の発表

※中学校区で、休校や登校時刻の変更等の対応について確認
※予定されている行事や校外学習等の実施について検討
※状況に応じて、学校の運営予定や登下校時の安全確保等について保護者へ連絡

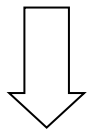
※市内全域に大きな影響があると見込まれた場合、教育委員会が全校もしくは一部地域の学校へ休校の措置を講じることがある。



当日の6時30分の時点



学校の対象地区に
「避難情報」の発令なし



原則「開校」

必要に応じて保護者へ連絡
＜原則＞
避難情報が発令されていない状況であっても、通学路の冠水や土砂災害の危険等が想定される場合は、「始業時刻を遅らせる」又は「休校」とすることが



学校の対象地区に「避難情報」発令

- ・警戒レベル3「高齢者等避難」
- ・警戒レベル4「避難指示」
- ・警戒レベル5「緊急安全確保」



「休校」

必要に応じて保護者へ連絡

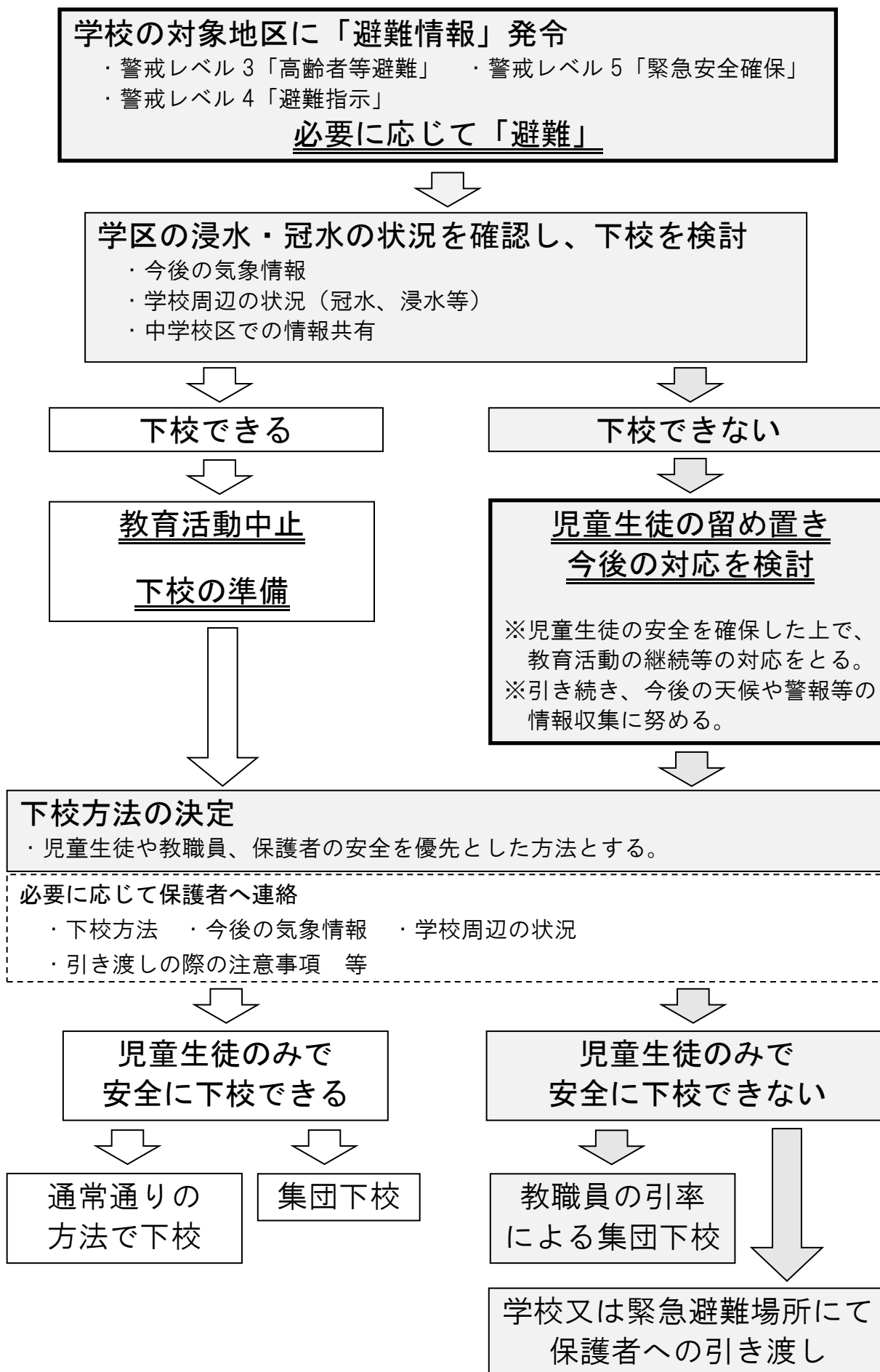
※必要に応じて教職員の配備体制をとる。

外水氾濫

※自校の対象地区に避難情報が発令されていない場合でも、同じ中学校区内の地区に避難情報が発令されている場合がある。その際は、気象情報やきょうだい関係等に配慮し、同じ中学校区内で「休校」とする対処に合わせることも検討する。

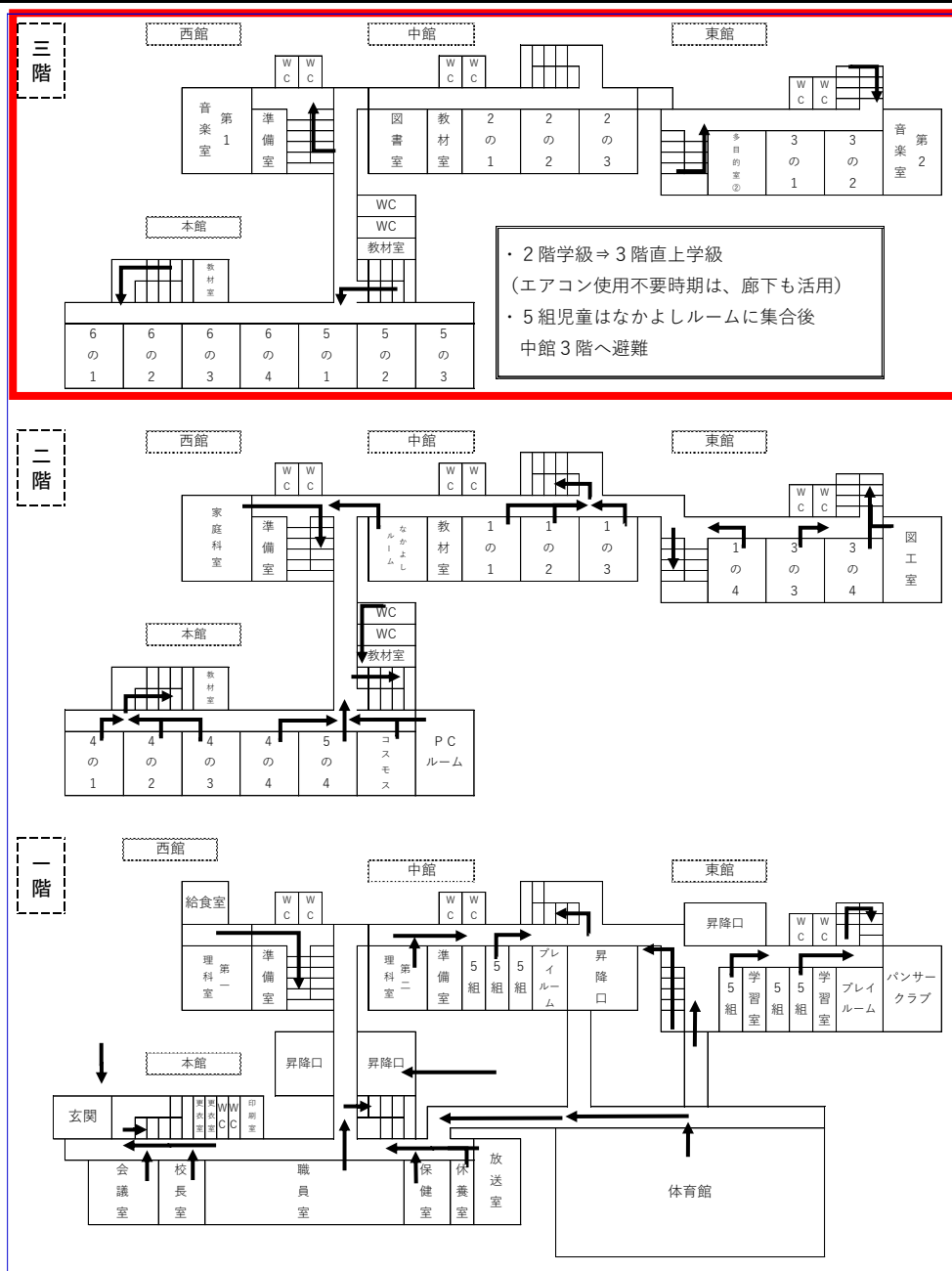
※区振興課の判断により、避難情報が発令された地区に隣接する地区の学校に「緊急避難場所」を開設する場合がある。その際は、「休校」とする必要はないが、体育館等施設の開放等に協力する。

(2) 在校中



(3) 河川の氾濫を想定した避難場所及び避難経路

	避難場所及び 避難経路	各校舎3階 ※垂直避難
---	------------------------	--------------------



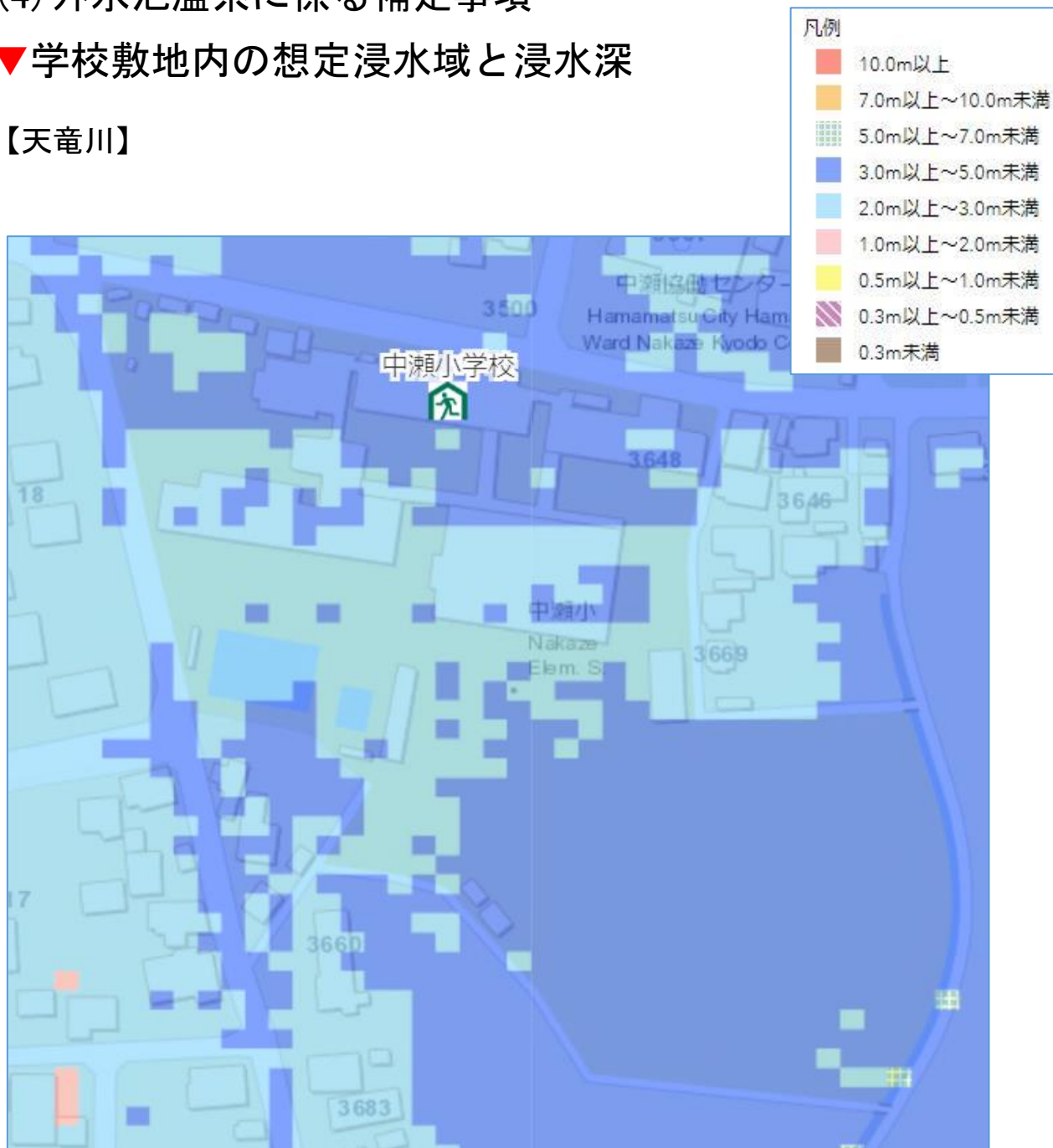
外水氾濫

避難の留意点
<ul style="list-style-type: none"> ▼安全確保を第1優先としながら、浸水の状況に合わせて、臨機応変に判断すること ▼パニックになった子供たちを落ち着かせること ▼避難者と児童生徒の動線や避難場所に配慮して誘導すること ▼日頃から避難時の「おはしも」の指導を徹底すること

(4) 外水氾濫系に係る補足事項

▼学校敷地内の想定浸水域と浸水深

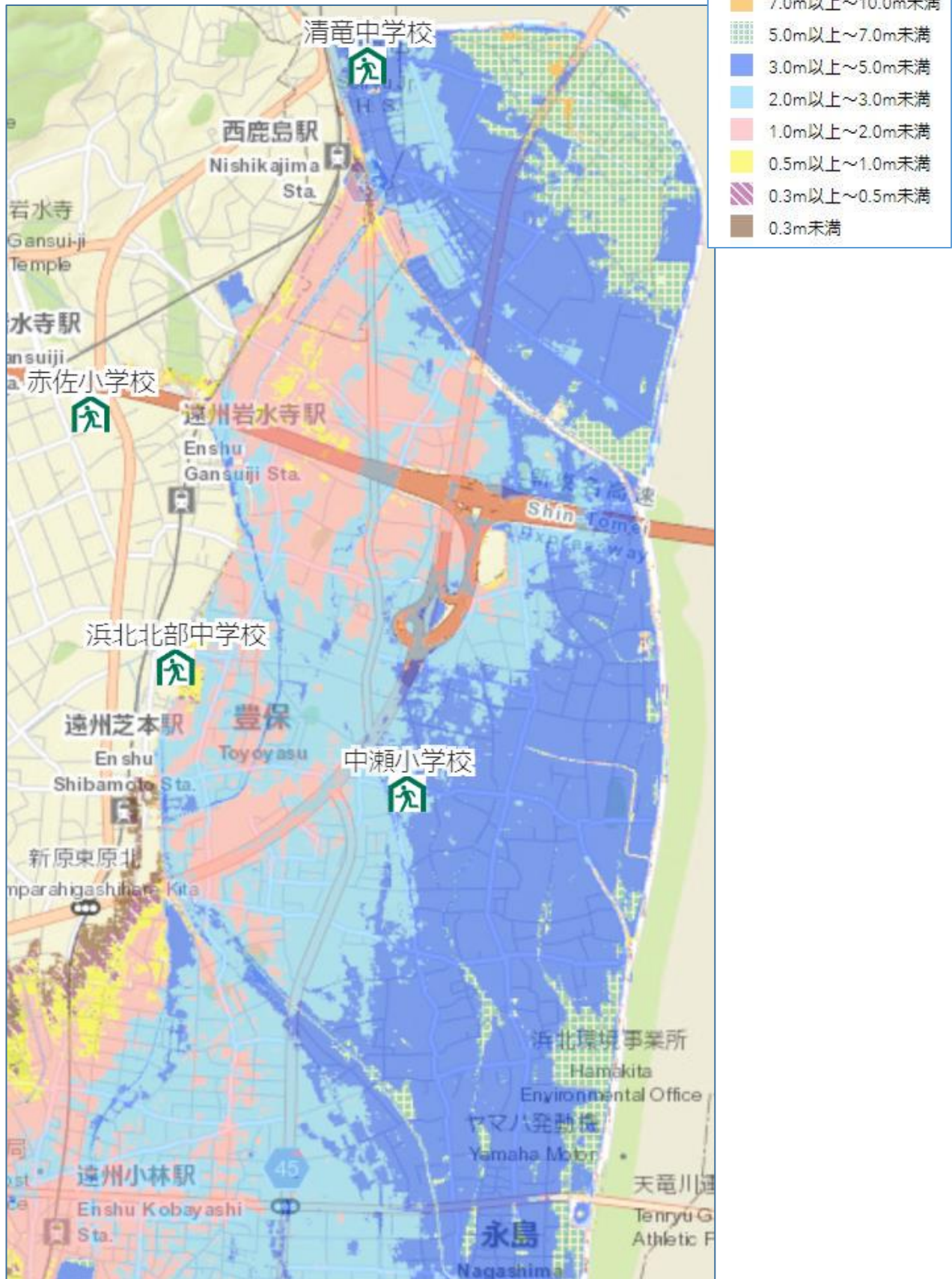
【天竜川】



<浜松市防災マップ「河川別の洪水浸水想定区域（想定最大規模）」より>

▼学区全体の浸水想定区域と浸水深

【天竜川】



外水氾濫

＜浜松市防災マップ「河川別の洪水浸水想定区域（想定最大規模）」より＞

対処基準 避難情報編（Ⅱ） 土砂災害

避難情報及び土砂災害に関する情報

■浜松市防災ホッとメール

土砂災害警戒情報の発表、避難情報、緊急避難場所の開設状況 等

■浜松市の避難情報に係る緊急速報メール

携帯電話・スマートフォン等

避難情報、緊急避難場所の開設状況等

■浜松市防災マップ



土砂災害警戒区域の範囲、通行止めとなっている道路等の確認

■静岡地方気象台 防災気象情報ポータル

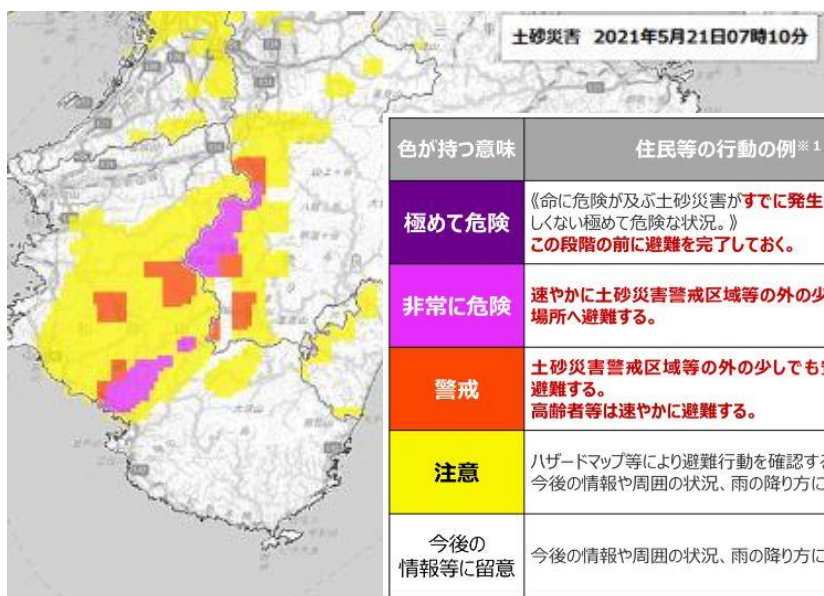


大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表 等

■気象庁「キキクル（土砂災害）」



土砂災害警戒判定メッシュ情報の確認



<気象庁「キキクル」の表示例>

土砂災害

■避難情報発令に伴う学校の対処（Ⅱ）土砂災害

※ 本校学区内・敷地内に土砂災害の被害は無いと想定されるが「赤佐地区」にて発令されるため、対応を準備する。

(1) 登校前

【前日まで】

土砂災害の発生につながる情報

- ・大雨が続いている
- ・大雨警報、土砂災害警戒情報の発表
- ・線状降水帯の発生、前線の停滞、台風の接近などの発表

※中学校区で、休校や登校時刻の変更等の対応について確認

※状況に応じて、学校の運営予定や登下校時の安全確保等について保護者へ連絡

※市内全域に大きな影響があると見込まれた場合、教育委員会が全校もしくは一部地域の学校へ休校の措置を講じることがある。



当日の6時30分の時点



学校の対象地区に「避難情報」発令

- ・警戒レベル3「高齢者等避難」
- ・警戒レベル4「避難指示」
- ・警戒レベル5「緊急安全確保」



学区に土砂災害警戒区域を含むが、敷地内には土砂災害警戒区域を含まないため

原則「開校」

必要に応じて保護者へ連絡

＜原則＞

- ・「土砂災害警戒情報」の発表
 - ・気象庁HP等のメッシュ情報 ※気象庁「キキクル（土砂災害）」
- これらの情報から土砂災害発生の危険度を確認し、状況によっては、「始業時刻を遅らせる」又は「休校」とすることができる。



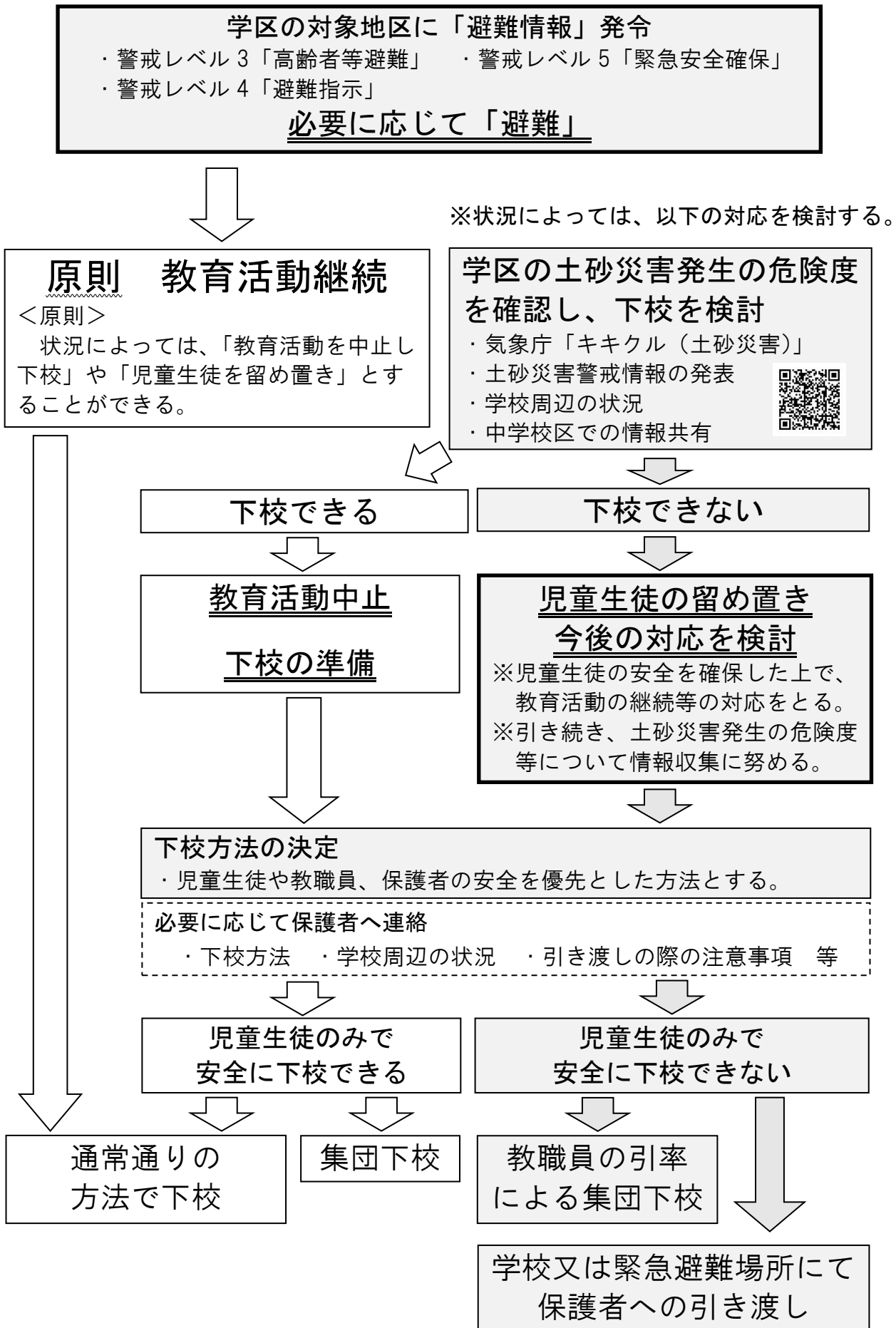
土砂災害

※開校とした場合、通学路に土砂災害警戒区域が含まれるなど、安全に登校することができない児童生徒については、必要に応じて個別に対応する。

※自校の対象地区に避難情報が発令されていない場合でも、同じ中学校区内の地区に避難情報が発令されている場合がある。その際は、気象情報やきょうだい関係等に配慮し、同じ中学校区で「休校」とする対処に合わせることも検討する。

※区振興課の判断により、避難情報が発令された地区に隣接する地区の学校に「緊急避難場所」を開設する場合がある。その際は「休校」とする必要はないが、体育館等施設の開放等に協力する。

(2) 在校中



(3) 土砂災害を想定した避難場所及び避難経路

▼学校敷地内における土砂災害警戒区域（浜松市防災マップ）



<浜松市防災マップ「土砂災害（特別）警戒区域」より>

	避難する場所
第1次 避難場所	各校舎4階
第2次 避難場所	運動場中央

土砂災害_警戒区域_地すべり | 令和2年3月31日

土砂災害（特別）警戒区域_土石流 | 令和2年3月31日

土砂災害（特別）警戒区域_急傾斜地の崩壊 | 令和2年3月31日

土砂災害_警戒区域_土石流 | 令和2年3月31日

土砂災害_警戒区域_急傾斜地の崩壊 | 令和2年3月31日

土砂災害

(4) 土砂災害に係る補足事項

▼学区内における土砂災害警戒区域

※開校とした場合、通学路に土砂災害警戒区域が含まれるなど、安全に登校することができない児童生徒については、必要に応じて個別に対応する。



土砂災害

対処基準 停電編

停電に関する情報

■ 中部電力「停電中の地域・復旧中の地域に関する情報」



停電情報

台風などの災害時に県・市町村別の停電に関する情報を掲載します。

中部電力からのお知らせ

ただいま、広域にわたる停電は発生しておりません。



地域選択（県）

停電情報を確認する県を選択して下さい。

愛知県

三重県

岐阜県

静岡県

長野県

停電に関するお問い合わせ

Tel : 0120-985-232
受付時間：年中無休

市町村別停電戸数の記録（毎正時断面）



停電中の地域

現在、広域にわたる停電は発生しておりません。

[>ご利用にあたって（免責事項）](#)

復旧済の地域

過去7日間の停電復旧情報を掲載しております。

停電となりましたお客さまには大変ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

発生日時	復旧日時	復旧地域	復旧戸数	理由
9月30日 18時20分	10月4日 14時45分	浜松市西区 大久保町、大人見町、古人見町、佐浜町、謎崎山崎の一部	2600戸	風雨・水害の影響

停電

■ 暴風や事故等による停電発生に伴う学校の対処

(1) 登校前

当日の6時30分の時点



学校または地域に停電が発生

- ・災害発生時に地域の情報を入手できるよう、学校への情報提供を、日頃から地域や保護者に依頼しておく。
- ・地域との連携や、保護者への「さくら連絡網」アンケートの実施等により、地域の被害状況等の情報を得る。

※大規模地震が発生している場合は「(1)地震災害編」に基づいて対応する。
※市内全域に大きな影響があると見込まれた場合、教育委員会が全校もしくは一部地域の学校へ休校の措置を講じることがある。



原則「休校」

必要に応じて保護者へ連絡

<原則>

「学校施設に停電がない」「通学路の安全が確保されている」等の場合は、「登校時刻を遅らせる」又は「通常どおり開校」とすることができる。

※できる限り中学校区で対応を統一できるよう検討する。

【補足】

① 「開校」とする場合の配慮

- ・停電している状況では、給食の実施ができない、家庭で弁当を用意することができないことが想定される。
- ・状況に応じて短縮授業とするなど、家庭の状況に配慮した対処とする。

② 「休校」とする場合の配慮

- ・情報が届かず登校してしまう児童生徒がいることが想定される。信号機が点灯していないなど通学路が危険な状況となっていることも想定されるため、登校してしまった児童生徒は学校に一旦留め置き、保護者へ確実に引き渡しをする。

③ 教育委員会への連絡手段

- ・管理職の携帯電話 ・「さくら連絡網」アンケートへの返信
- ・防災行政無線(天竜区以外) ・衛星携帯電話(天竜区) ・停電対応用電話機
- ・災害時優先電話(架電のみ可能) ・特設公衆電話機(架電のみ可能)

④ 教職員、保護者、地域等への連絡手段

- ・メール送信(停電時でも使用可能なパソコンや教職員の個人携帯等)
- ・声掛け(正門や通学路上等)
- ・張り紙や旗の掲揚(正門や校舎、通学路上にある自治会の看板等)
- ・学区の巡回(家庭訪問、拡声器の活用等)

(2) 在校中

学校または地域に停電が発生

※大規模地震が発生している場合は「(1)地震災害編」に基づいて対応する。

原則「教育活動中止」

学校周辺や地域の停電状況を確認し、下校を検討

<原則>

状況によっては、教育活動を継続しながら、情報を収集する。

※できる限り中学校区で対応を統一できるように検討する。

下校できる

教育活動中止

下校の準備

下校できない

児童生徒の留め置き
今後の対応を検討

※児童生徒の安全を確保した上で、
教育活動の継続等の対応をとる。
※引き続き、学校周辺や地域の状況
等の情報収集に努める。

下校方法の決定

・児童生徒や教職員、保護者の安全を優先とした方法とする。

必要に応じて保護者へ連絡

・下校方法 ・学校周辺の状況 ・引き渡しの際の注意事項 等

児童生徒のみで
安全に下校できる

通常通りの
方法で下校

集団下校

児童生徒のみで
安全に下校できない

教職員の引率
による集団下校

学校又は緊急避難場所にて
保護者への引き渡し

停電

(3) 停電に係る学校の補足事項

停電時、学区の広い本校では、例えば休校措置をとる連絡が行き渡らずに登校を始める児童が出てしまう可能性が考えられる。そこで、次のような手立てを講じる。

- ① P T A各支部長への確実な連絡
 - ・ 電話が不通な場合は、家庭訪問をする。
- ② 職員による、地域の巡回
 - ・ 遠方の地区を中心に、職員が地域を巡回する。
- ③ 張り紙を出す
 - ・ 校舎・協働センター・郵便局・農協等に、連絡事項を書いた貼り紙を貼る。

対処基準

暑さ指数(WBGT)編

熱中症事故防止については、本マニュアルの内容と合わせて、「事故発生後の対応」を示した「危機管理マニュアル（生活安全編・交通安全編）」も参考とする。

暑さ指数(WBGT)に関する情報

■浜松市防災ホットメール

- ・「熱中症警戒アラート」の発表や、熱中症予防行動等に関する情報提供

■気象庁「2週間気温情報」



- ・8日先から12日先まで5日間平均した日平均気温を発表

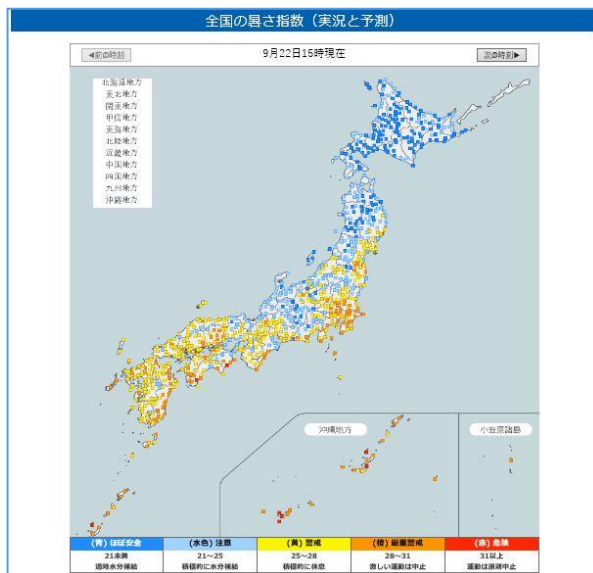
■気象庁「早期天候情報」



- ・6日後から14日後までを対象として、5日間平均気温が「かなり高い」となる確率が30%以上となる場合に発表

■環境省「熱中症予防情報サイト」

- ・暑さ指数(WBGT)について
- ・熱中症対策の基礎知
- ・熱中症対策の紹介
- ・普及啓発資料のダウンロード
- ・全国の暑さ指数（実況と予測）
- ・配信サービス 等



■熱中症指数計の活用

- ・活動場所における暑さ指数(WBGT)の測定
- ・「当日の暑さ指数」や「運動指針」等の校内掲示
- ・屋外での活動、体育的活動、部活動等の実施判断に活用



暑さ指数

【小中学校】

学校における「暑さ指数(WBGT)」に応じた対処

活動場所の暑さ指数(WBGT)	運動指針	運動する際の配慮事項
熱中症特別警戒アラートが発表されている場合暑さ指数に関わらず	運動中止	<p>人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある 過去に例のない広域的な危険な暑さを想定</p> <p>①前日の午後2時頃に熱中症特別警戒アラートが発表される ②当日は、暑さ指数(WBGT)に関わらず運動は中止し、活動内容を変更する</p>
33℃以上	運動中止	<p>人の健康に係る被害が生ずるおそれがある</p> <p>①前日の午後5時頃または当日の午前5時頃に熱中症警戒アラートが発表される ②当日は、実際に運動する場所で暑さ指数(WBGT)を測定する ③暑さ指数(WBGT)が33℃以上の場合は運動を中止し、活動内容を変更する</p>
31℃以上	運動は原則中止	<p>熱中症の危険性が非常に高まっている</p> <p>特別に運動を実施する場合は、以下の配慮事項(赤枠)をより一層徹底し、適切な熱中症対策を取る</p>
28℃以上	厳重に警戒しながら運動可	<p>熱中症の危険性が高まっている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際に運動する場所で暑さ指数(WBGT)を測定する ・激しい運動や体温が上昇しやすい運動を避ける ・なるべく涼しい時間帯に運動する ・日陰や涼しい場所での活動を設定する ・頻繁(10~20分おき程度)に休息をとり、水分・塩分を補給する ・暑熱順化できていない、体力が低い等の児童生徒に対し、必要に応じて運動時間の短縮や運動の軽減を図り、体調や熱中症の兆候に注意する
25℃以上	警戒しながら運動可	<p>熱中症の危険性が増している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的(激しい運動では30分おき程度)に休息をとり、水分・塩分を補給する ・暑熱順化できていない児童生徒の体調に注意する
21℃以上	注意しながら運動可	<p>熱中症の兆候に注意する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する ・暑熱順化できていない児童生徒の体調に注意する
21℃未満	必要に応じて配慮しながら運動可	<p>熱中症の危険は小さい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適宜水分・塩分の補給をする ・1週間程度の段階的な指導により暑熱順化を図る

参考資料：日本スポーツ協会 「熱中症予防のための運動指針」
 環境省・文部科学省 「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き(令和3年5月)」
 「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き(令和6年4月追補版)」

※校外学習等の運動以外の活動においても、必要に応じて本対処を参考とする
 ※暑さ指数(WBGT)が高くない4月~6月は、児童生徒が暑熱順化できていないことに配慮し、急に気温が上昇した日などには熱中症が発生しやすいことに注意する

■浜松市熱中症事故防止重点項目

学校管理下における熱中症事故を未然に防ぐために

職員会議や担当職員の打合せで配慮事項を確認し、教職員の共通理解を図ります。

※別紙「熱中症事故防止確認シート」の活用

授業や部活動の前に、配慮事項を項目ごとにチェックして確認します。



区分	配 慮 事 項
① 指導計画	・ 急な運動等による過度な負荷がかからないよう、子供の能力や体力に配慮した段階的な指導計画（練習計画）を作成する
	・ 暑くなり始めた時期には、体を暑さに慣らすための指導計画（1週間程度）を作成する（特に、暑さに慣れていない、体力が低い等の子供に配慮する）
	・ 暑くなることが予想される場合、なるべく涼しい時間帯の設定や運動時間の短縮、運動の軽減等に配慮する
安全指導・安全管理 ② 事前指導による	・ 健康観察（朝食の摂取、睡眠不足等を含む）をとおして、子供の健康状態を把握し、体調が優れない子供の活動内容に配慮する
	・ 暑いときには、軽装（着帽）で活動に取り組むよう指示をする
	・ 活動前の水分補給を指示し、可能な限り見届ける
	・ 活動中に体調が悪化した子供がいた場合は、無理をせずに指導者に申し出て、自ら運動を辞退するよう指示をする
安全指導・安全管理 ③ 活動中の	・ 子供の体調悪化を見落とさないよう、観察体制を整える
	・ 子供が自ら水分補給できる環境を整える
	・ 体調が悪くなった子供が運動を辞退しやすい雰囲気をつくる
	・ 屋外では日陰や涼しい場所、屋内では冷房の効いた部屋や風通しのよい場所を使用するなど、活動や休息がしやすい環境を整える

万が一、熱中症事故が発生した場合

④ 事故発生時の対応	・ 涼しい部屋で水分・塩分を補給させ、体温を下げる等、迅速に対応する
	・ 熱中症事故が発生した原因や状況を確認して記録する
	・ 校内（管理職、養護教諭、学年主任等）、保護者、医療機関（救急隊）等に対し、迅速かつ確実に事実を報告・説明する

暑さ指数

熱中症事故防止確認シート

環境省「熱中症予防情報サイト」
暑さ指数(WBGT) 実況と予測 →



【浜松】 【天竜】

※ 熱中症が予想される中での活動時に活用。(暑さ指数(WBGT)が高い、急な気温上昇、雨上がりで湿度が高い等)

日時	年	月	日	曜日		
学校名・学年			活動場所			
主な内容						
熱中症指数計による計測	暑さ指数 WBGT値	℃	周囲温度 (気温)	℃	湿度	%



<熱中症予防のための運動指針>

暑さ指数	21℃未満	21℃以上～25℃未満	25℃以上～28℃未満	28℃以上～31℃未満	31℃以上
運動指針	ほぼ安全 適宜水分補給	注意 積極的に水分補給	警戒 積極的に休息	厳重警戒 原則激しい運動中止	危険 原則運動中止

区分	☑チェック	確認事項	配慮事項
① 指導計画		活動計画	・児童生徒の発達段階に配慮し、 <u>急な運動等により過度な負担がかからない計画を立てる</u> (無理なペースの長距離走を避けるなど)
		個への配慮	・特に、 <u>暑さに慣れていない、体力が低い、肥満傾向等</u> にある児童生徒については、個々の体調や活動内容に配慮する
		活動時間	・暑さに応じて、 <u>時間を短縮する、暑くなる時間帯を避ける等</u> の配慮をする
		活動の負荷	・ <u>運動の強度や活動量の軽減等</u> 、児童生徒に合った内容に配慮する

区分	☑チェック	確認事項	配慮事項
② 事前指導		健康観察	・活動前の体調 (朝食の摂取、睡眠不足等を含む) を把握し、体調が優れない児童生徒がいる場合は、個々の活動内容に配慮する
		服装	・ <u>軽装で活動するよう指示する</u> (必要に応じて着帽させる)
		水分補給	・活動前に、 <u>給水を指示する</u> (可能な限り見届けをする) ・暑さに応じて、自ら適宜給水してよいことや給水場所等を伝える
		無理をさせない (信頼関係の構築)	・体調悪化の際は、無理をせずに指導者に申し出ることができるよう、日頃から児童生徒との信頼関係を築くとともに、体調に配慮した声掛けをする

区分	☑チェック	確認事項	配慮事項
③ 活動中		観察体制	・体調悪化を見落とさないよう、全体を見渡した観察を心掛ける (特に、目が行き届きにくい校外走や集団活動など)
		水分補給	・暑さに応じて、 <u>定期的に給水時間を設定する</u> (可能な限り見届けをする) ・活動中でも自ら適宜給水してよいことや給水場所等を伝える
		休憩時間	・暑さや児童生徒の様子に応じて、「熱中症予防のための運動指針」に基づいた <u>休憩時間を設定する</u>
		暑さをしのぐ環境	・屋外… <u>日陰を効果的に活用する</u> ・屋内… <u>冷房の効いた部屋や風通しのよい場所を使用する</u>

万が一、熱中症事故が発生したら・・・

区分	☑チェック	確認事項	配慮事項
④ 事故発生時		初期対応 (救急措置)	・涼しい部屋で、水分・塩分を補給させ、子供の体温を下げる 経口補水液、アイスバック、涼しい部屋、体への散水・水に浸ける 等 ・処置をしても症状が改善されなければ、救急要請をする
		状況把握	・熱中症事故が発生した原因や状況を <u>確認して記録する</u> 活動内容、本人の様子、周りの証言、当時の暑さ指数 (WBGT) 等
		報告・連絡・相談	・ <u>迅速かつ確実に事実を報告・説明する</u> 校内 (管理職、養護教諭、学年主任等)、保護者、医療機関 (救急隊) 等

(4) 暑さ指数(WBGT)・熱中症予防に係る学校の補足事項

○学校で実施している主な対策

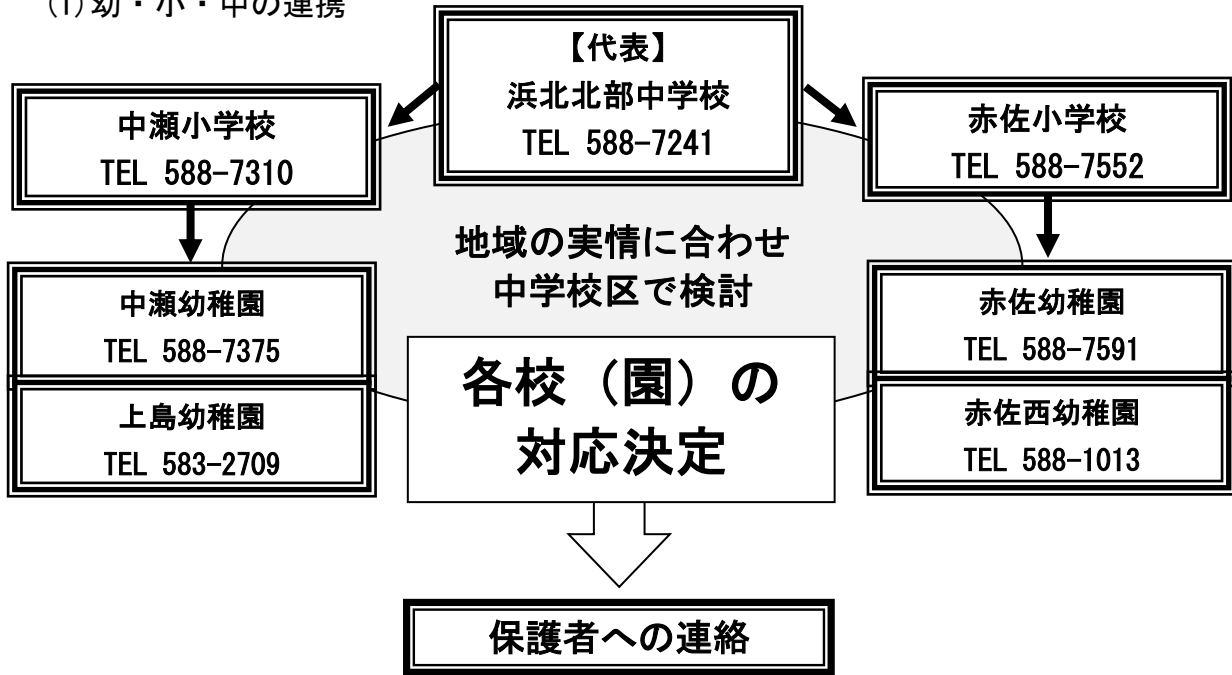
学校施設等ハード面での対策	児童生徒・保護者との調整による対策
暑さ指数(WBGT)の定期的な計測	水筒の持参の許可
暑さ指数(WBGT)に応じた運動実施の判断	熱中症の症状や予防方法についての指導
経口補水液や保冷剤等の備蓄	食事や睡眠等の体調管理についての指導
運動中止や制限を示す掲示等の工夫	手紙やメール配信による保護者への呼び掛け
校内放送による啓発	スポーツドリンク持参の許可
活動中の給水タイムの設定	ネッククーラー等着用の許可
ミストシャワーの設置	登下校時の水分補給についての指導
テントやタープ、扇風機の設置	帽子を着用した登下校の許可
年間計画や日課、時間割等の変更	暑さに応じたマスク・ヘルメットの着脱指導

○その他の対策や配慮事項

- ・体育科の授業や屋外での活動の際には、水筒を持参する。また、適宜水分補給の時間を設ける。
- ・7～9月の長期昼休みには、職員が合図を出し、水分補給の時間を設ける。
- ・登下校時は、ヘルメット登校にこだわらず、家庭で子供と相談の上、暑さ対策をとる。適宜休憩を取り、水分補給をするように指導する。

10 緊急連絡体制

(1) 幼・小・中の連携



※管理職等の個人携帯番号等は、危機管理マニュアル（災害安全編）には記載しないが、緊急連絡に利用する場合があるため、個々に連絡先を共有する。

(2) 教育委員会への被害状況報告

○「被害状況報告アンケート」

災害発生直後の人的被害や物的被害、避難所の開設等の状況については、教育委員会が実施するアンケートに一括して回答することで、学校からの報告とする。

アンケートの実施	内容
教育委員会が実施するアンケートへ回答 ※回答結果は、学校教育部内で共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休校等の運営状況 ・ 学校管理下の人的被害 ・ 校舎等の物的被害 ・ 避難所開設の有無 等

○様式を用いた報告書の提出

内容が把握でき次第、様式を用いて作成し各担当課へ提出する。

報告書	報告先
学校運営上の対処 ・ 臨時休業実施報告書	指導課 TEL 457-2411 FAX 457-2580
人的被害 ・ 児童生徒の事故報告書 ・ 職員事故等報告書	健康安全課 TEL 457-2422 FAX 457-2579 教職員課 TEL 457-2408 FAX 457-2579
校舎等施設や ICT 環境の物的被害 ・ 施設被害状況報告書	教育施設課 TEL 457-2403 FAX 457-2404

(3) 関係機関

関係機関		電 話	F A X	防災行政無線 (衛星携帯電話)
教育委員会	教育総務課	457-2401		761
	学校・地域連携課	457-2423	050-3730-8496	-
	教育施設課	457-2403		744
	教職員課	457-2408	457-2579	767 768
	指導課	457-2411	457-2580	631 741
	教育センター	439-3120	439-3030	783
	教育支援課	457-2428	050-3737-5229	-
	健康安全課	457-2422	457-2579	777 (00-88216-6877-2494)
中学校区	浜北北部中学校	588-7241	588-7261	2 4 1
	中瀬小学校	588-7310	588-7282	2 4 2
	赤佐小学校	588-7552	588-7452	2 4 3
	上島幼稚園	583-2709	583-2704	
	中瀬幼稚園	588-7375	588-7647	
	赤佐幼稚園	588-7591	588-7674	
	赤佐西幼稚園	588-1013	588-1178	
市役所	本庁	457-2111		
	浜名区区振興課	585-1114	587-3127	
	危機管理課	457-2537	457-2530	
警察	浜北警察署	585-0110		
	新原交番	587-4526		
	中瀬駐在所	588-0360		
	赤佐駐在所	588-7526		
消防	浜北消防署	586-0119		
	赤佐消防出張所	588-2296		
校区医療機関	北斗わかば病院内科外科	588-5000		
	もがみ内科	588-5700		
	さとうクリニック	580-0555		
	岡田整形外科	580-0366		
	ほんま耳鼻いんこう科	586-5155		
	花の木眼科	586-7501		
	さわき歯科	588-5588		
他 其の	放課後児童会	588-0644		

連絡体制

1 1 大規模災害への対応

大規模災害発生時における学校の教職員の第一義的な役割は、児童生徒の安全確保や安否確認とともに、学校教育活動の早期正常化に向けて取り組むことである。

避難所の運営は市の地区防災班員や避難者により行われるものであるが、状況によっては発災から一定期間は学校の教職員が避難所を支援する必要がある。

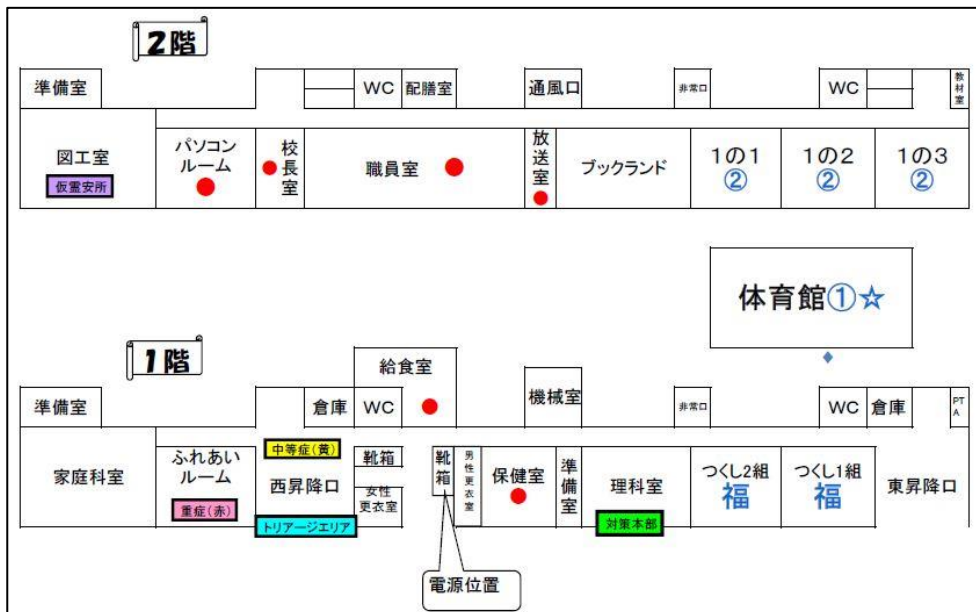
平常時から各区分振興課や地域住民と連携を図り、災害発生後の業務を避難所支援から学校教育再開へ円滑に移行をしていくことは、早期の学校教育再開や児童生徒が日常生活をいち早く取り戻すことにつながる。

(1) 平常時からの連携

○浜松市危機管理課との連携

避難所に指定されている学校は、「避難所確認事項」の作成として、学校施設の情報や学校を避難所として使用する際の配置図、関係者の連絡先一覧、鍵の所有者等を記載する。

〈配置図の例〉

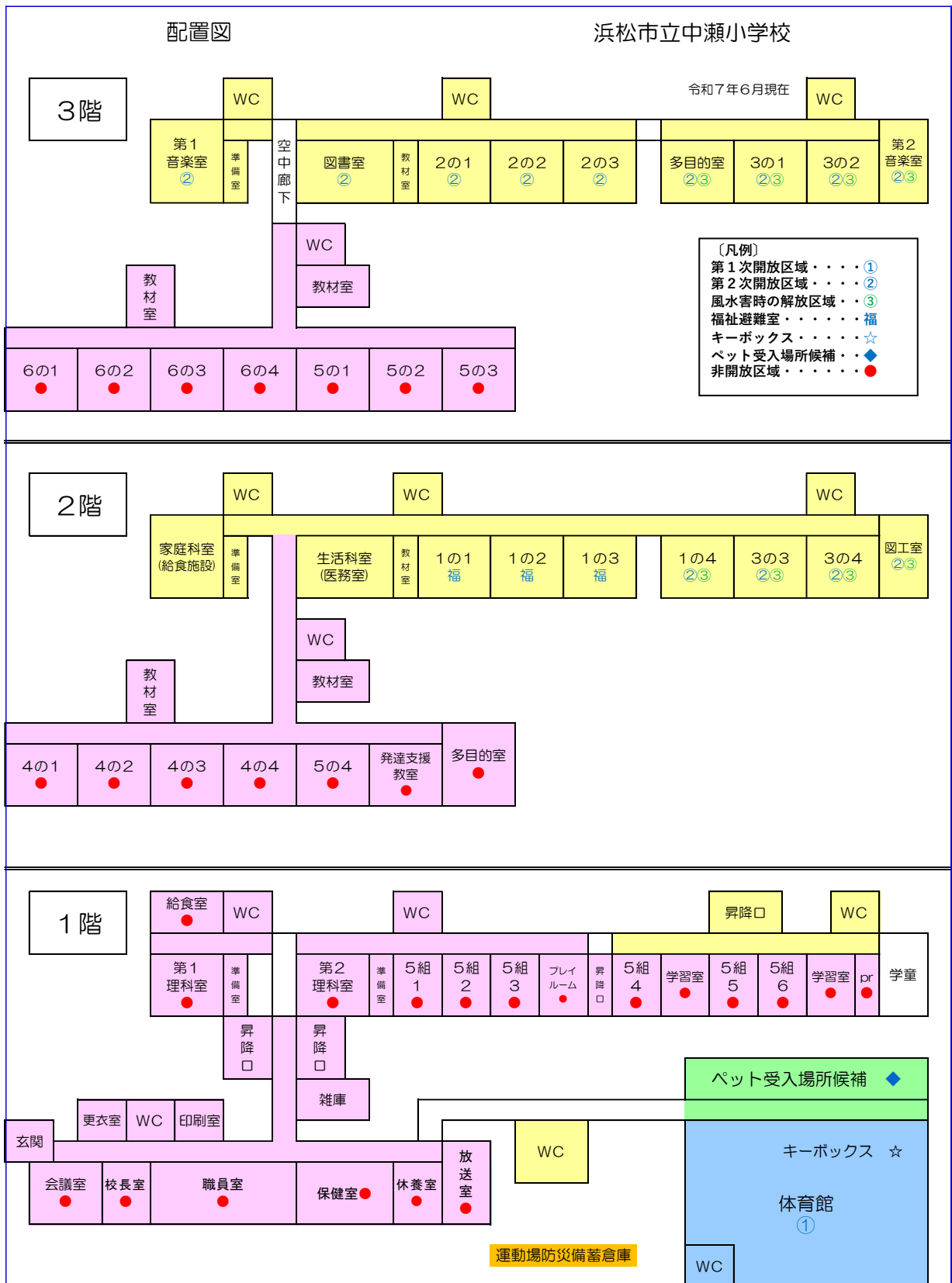


- ・ 開放区域 (①、②)
- ・ 非開放区域 (●)
- ・ 福祉避難室 (福)
- ・ キーボックス (☆)
- ・ ペット受入場所候補 (◆) 等

○地区防災班員、地域住民との連携

施設管理者（学校）は「地域防災連携連絡会」等に参加し、避難所の開設・運営を支援する内容について、次ページ「学校による避難所の支援」を参考にしながら、地区防災班員（行政職員）、自主防災隊（地域住民）と情報を共有・確認しておく。

(2) 施設開放区域・非開放区域等



(3) 備蓄品等

○児童生徒用備蓄品の保管場所

品名（数量）	保管場所
・児童生徒を学校に留め置く際の宿泊場所	各教室
・学校用非常食「米粉クッキー」	本館3階 階段上
・飲料水（500ml×700本） ※使用期限等に合わせて定期的に更新すること	本館3階 階段上
・トランシーバー（8台）	職員室 ※非常用リュック
・携帯ラジオ（1個）	職員室 ※非常用リュック
・防災行政無線	職員室
・FAX	職員室
・救急医薬品、マスク、消毒液、生理用品 等	保健室
・AED	保健室前
・軍手、工具、ティッシュ（トイレトペーパー）、ゴミ袋、 ロープ、懐中電灯、マッチやライター 等	職員室 ※非常用リュック 階段下倉庫 等

○避難者用備蓄品の保管場所（浜松市危機管理課による配備）

※原則として、学校に避難所が開設された場合に使用する。

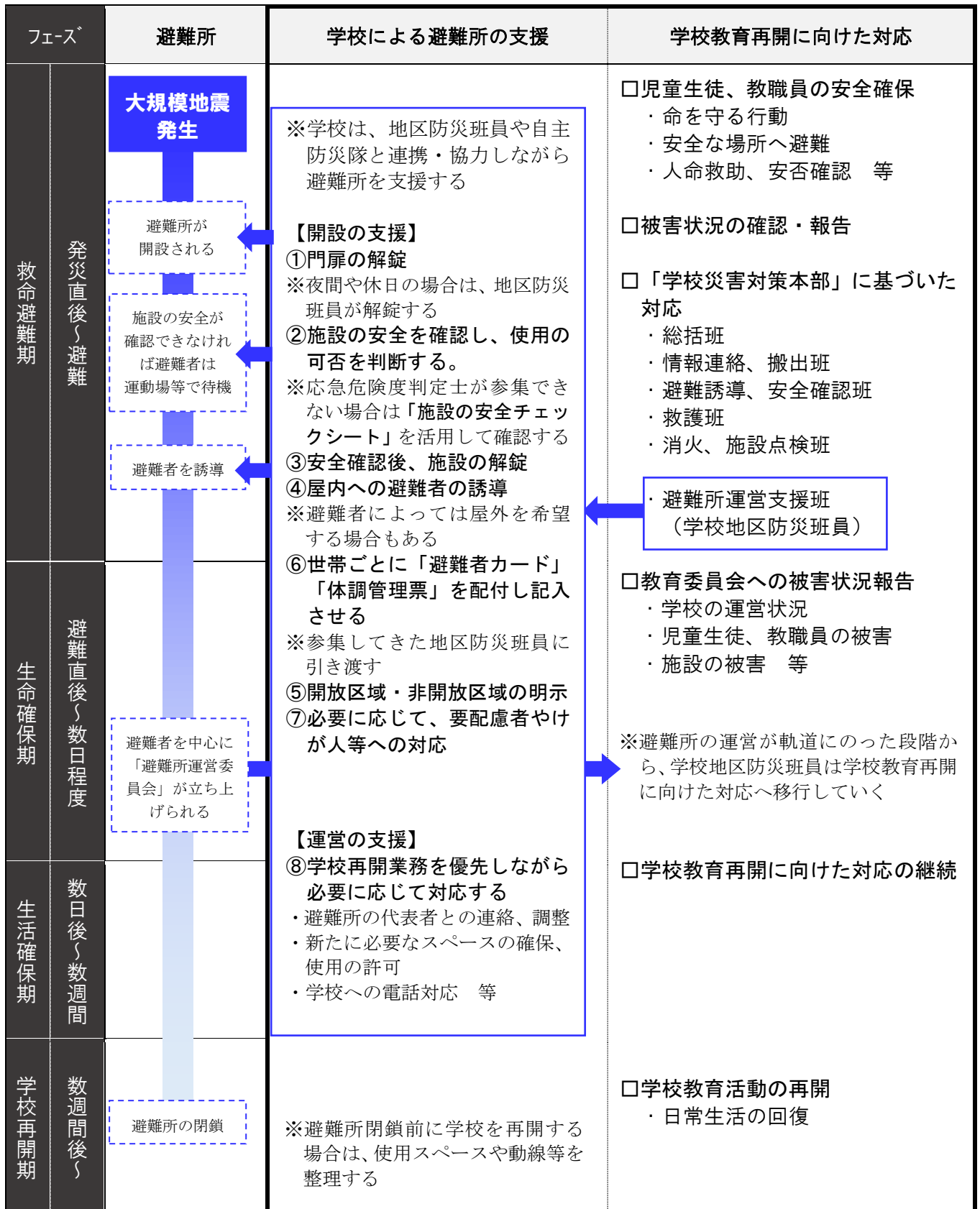
品名	保管場所
・非常食「アルファ化米」	防災倉庫
・飲料水	中館1階 階段下倉庫
・毛布	防災倉庫
・仮設トイレ	防災倉庫
・簡易トイレ	防災倉庫
・排便袋	中館1階 階段下倉庫

※ その他の物資有り。しかし、基本的には避難所開設時の避難住民用である。

1 2 避難所支援と学校教育再開

(1) 学校による避難所支援から学校教育再開への移行

【想定】大規模地震の発生により学校に避難所が開設され、一定期間の休校措置とすることが見込まれる場合



※「浜松市避難所運営マニュアル」を参考に作成

大規模地震発生時の避難所開設に備え共通理解しておくべき内容

※ 以下、別添資料「浜松市避難所運営マニュアル【概要版】」や、「危機管理マニュアル(災害安全編) 避難所支援と学校教育再開ページ」から抜粋して整理。

1 それぞれの役割

(1) 地域

自主防災隊（自治会長等の地域住民）

- ・ 避難所運営の主体となる。
- ・ 避難スペースの確保、受付の設置、人数や物資の確認等に取り組む。

(2) 学校（園）

① 施設管理者（校長や園長）

- ・ 児童生徒及び教職員等の安全確保やケアを最優先とする。

② 学校地区防災班員（教頭、学校の近隣に居住している教員等）

- ・ 例年、5月頃に指定された人数を学校が選出する。
- ・ 「危機管理マニュアル(災害安全編) 避難所支援と学校教育再開」ページのとおりに、一定期間において避難所支援を行い、地区防災班が参集し次第、学校再開業務へ移行する。

(3) 行政

地区防災班（行政の職員）

- ・ 例年、6月頃に班員が決定する。
- ・ 「震度5強」以上の地震発生で避難所へ参集する。
- ・ 避難所の開設や運営をサポートし、区や行政センターと連絡調整を行う。

2 「緊急避難場所」と「避難所」の違い

	緊急避難場所	避難所
目	・ 台風や大雨などの災害から避難して、 <u>一時的に身の安全を確保するための場所。</u>	・ 家屋の倒壊などにより自宅に住むことができず、 <u>生活の場として何日も留まる場所。</u>
開設方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の水位や土砂災害の危険度に合わせて開設。 ・ <u>災害発生が予想できるため、事前に地区防災班が参集し、開設の準備をする。</u> ・ 準備ができ次第、「緊急避難場所の開設」が発表される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「震度5強」以上で開設。 ・ <u>突発的な災害のため、発災直後に避難所にいる者で臨機応変に対応せざるを得ない。</u> ・ 避難所の準備が整う前に避難者が集まることも想定される。
備蓄品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一晩程度の避難のため、危機管理課配備のアルファ化米は基本的に使用しない。（原則、児童生徒や教職員等も同様） ・ 避難者は食料を持参する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフラインが使用できないことが想定される。 ・ 長期避難のため、危機管理課配備のアルファ化米等を使用する。

3 地震が発生した時間帯で異なる参集状況

	自主防災隊	施設管理者、学校地区防災班員	地区防災班
平日 (在校)	・勤務地が居住地に近いとは限らないため、 <u>参集に時間がかかる。</u>	・教職員等は在校しているが、 <u>かなりの混乱が予想される。</u> (逃げ遅れ、けが人、保護者連絡等) ・自主防災隊と協力し、 <u>地区防災班が参集するまでの一定期間において、避難者に対応する。</u>	・安全が確認でき次第参集するが、勤務地が居住地に近いとは限らないため、 <u>参集に時間がかかる。</u>
夜間・休日	・地域に住んでいるため、 <u>最も早く参集できる可能性がある。</u> ・避難者に対応する。	・安全が確認でき次第参集するが、勤務地が居住地に近いとは限らないため、 <u>参集に時間がかかる。</u> ・その他の教職員等は自宅等で待機し、状況に応じて管理職の指示により参集する。	・「 <u>震度5強</u> 」以上の地震発生で参集する。(状況によっては時間がかかる場合あり) ・自主防災隊と協力して避難者に対応する。

4. Q & A

Q1. 自主防災隊・施設管理者・地区防災班で、平常時からどのように情報共有するのか。

A1. 防災連携連絡会・・・三者で開設準備や鍵の使用方法、開放区域・非開放区域を確認。
防災倉庫の点検・・・三者で避難所開設時に使用する物品を確認。(見る、触る等)

Q2. 施設の危険度判定には責任が伴うが、どのように確認するのか。

A2. 「震度6弱以上」で危険度判定が必要となる。市から配備される応急危険度判定士の助言により、判断する。応急危険度判定士を待たずに判断しなければならない場合は、原則、複数人(施設管理者と地区防災班等)が「施設の安全確認内容チェックシート」で判断する。

Q3. 避難所の体育館の開錠は誰が行うのか。

A3. 平日(在校中)の発生であれば、施設管理者や自主防災隊が行う。
夜間・休日の発生であれば、地区防災班や自主防災隊が行う。 鍵の所有や使用ルールを平常時から整えておく。

※施設管理者が不在時に校舎内へ避難することを想定し、体育館器具庫等に設置したキーボックスに校舎の鍵を保管し、ダイヤル番号を共有しておく。

Q4. 避難者の屋内への誘導は誰が行うのか。

A4. 地区防災班と施設管理者で誘導する。しかし、体育館や校舎の安全が確認できなければ、屋外での待機を指示することも考えられる。

Q5. 避難所運営のリーダーシップは誰がとるのか。

A5. 原則、避難所は避難者の自主運営となる。地区防災班と自主防災隊で、避難所運営の体制づくりをする。

【参考資料】施設の安全チェックシート

1 浜松市における災害発生に伴う施設の安全確認の流れ

市内で震度6弱以上観測した場合、応急危険度判定士が避難所の建物の判定を行い、施設の安全性について助言を行います。施設管理者等は、その結果を踏まえ、避難所開設の可否を決定します。

ただし、大規模災害発生時の状況では、応急危険度判定士の参集に時間を要する場合は想定されます。避難者を屋内に収容しなければならないなど、応急危険度判定士による判定及び助言を待たずに、緊急に施設の安全確認をする必要がある場合、施設管理者等が本チェックシートを活用して点検を実施し、開設の可否を決定します。

2 施設の安全確認の手順

- (1) このチェックシートに沿って、目視による点検を行います。
- (2) 質問1から順番に点検を行い、質問1～6（外部の状況）までで、B又はCと判断された場合は、建物内に入ることはせず、質問7以降の内部の状況については点検する必要はありません。
- (3) 危険と認められる場所については、出入口等認識しやすい箇所に貼り紙をするなどして立ち入り禁止とします。
- (4) このチェックシートの質問事項に関わらず、少しでも建物の状況に不安がある場合は、応急危険度判定士による判定を待ちます。

施設の安全確認内容／チェックシート

避難場所名	学校
点検実施日時	月 日 時 分
点検実施者	

次の質問に該当するところに○を付けてください。

質問	該当項目	該当
1 隣接する建物が傾き、避難所の建物（体育館・校舎）に倒れ込む危険性がありますか？	いいえ	A
	傾いている感じがする	B
	倒れ込みそうである	C
2 建物（体育館・校舎）近傍に地すべり、がけ崩れ、地割れ、噴砂・液状化が生じましたか？	いいえ	A
	生じた	B
	ひどく生じた	C
3 建物（体育館・校舎）が沈下しましたか？あるいは、建物（体育館・校舎）近傍の地面が沈下しましたか？	いいえ	A
	生じた	B
	ひどく生じた	C

質 問		該 当 項 目	該 当
4	建物（体育館・校舎）が傾斜しましたか？	いいえ	A
		傾斜しているような感じがする	B
		明らかに傾斜した	C
5	外部の柱や壁にひび割れがありますか？	ない又は髪の毛程度のひび割れがある	A
		比較的大きなひび割れが入っている	B
		大きなひび割れが多数有り、鉄筋が見える	C
6	外壁タイル・モルタルなどが落下しましたか？	いいえ	A
		落下しかけている、落下している	B

【判定基準】

必要な対応をとります。

Cの答えが一つでもある場合は『危険』、Bの答えが一つでもある場合は『要注意』です。

→施設の中へは立ち入らず、地区防災班員をとおして区本部と対応を検討します。

Aのみの場合

→下記の項目に沿って施設内の安全点検を行うことができます。

安全に留意しながら、部屋等の安全点検を行います。

質 問		該 当 項 目	該 当
7	床が壊れましたか？	いいえ	A
		少し傾いている、下がっている	B
		大きく傾斜している、下がっている	C
8	内部のコンクリートの柱、壁にひび割れがありますか？	ない又は髪の毛程度のひび割れがある	A
		比較的大きなひび割れが入っている	B
		大きなひび割れが多数有り、鉄筋が見える	C
9	建具やドアが壊れましたか？	いいえ	A
		建具・ドアが動かない	B
		建具・ドアが壊れた	C
10	天井、照明器具が落下しましたか？	いいえ	A
		落下しかけている	B
		落下した	C

【判定基準】

必要な対応をとります。

Cの答えが一つでもある場合は『危険』、Bの答えが一つでもある場合『要注意』です。

→該当する部屋は使用しません。ただし、危険を取り除くことができれば使用可。

Aのみの場合

→該当する部屋等は使用可。ただし、他の部屋等の危険箇所を避けて使用。

【留意事項】

余震により被害が進んだと思われる場合は、再度チェックシートで被害状況を点検してください。

浜松市避難所運営マニュアル③「様式集」より

平日の昼間など、児童生徒が在校中に災害が発生した場合、地区防災班員（行政職員）が参集するまでの間、学校（施設管理者）が避難所の開設を支援する必要があります。
学校は、避難者（自主防災隊等）と協力して「避難者カード」を配付し、世帯ごとに記入させます。その後、参集した地区防災班員へ引き継ぎます。

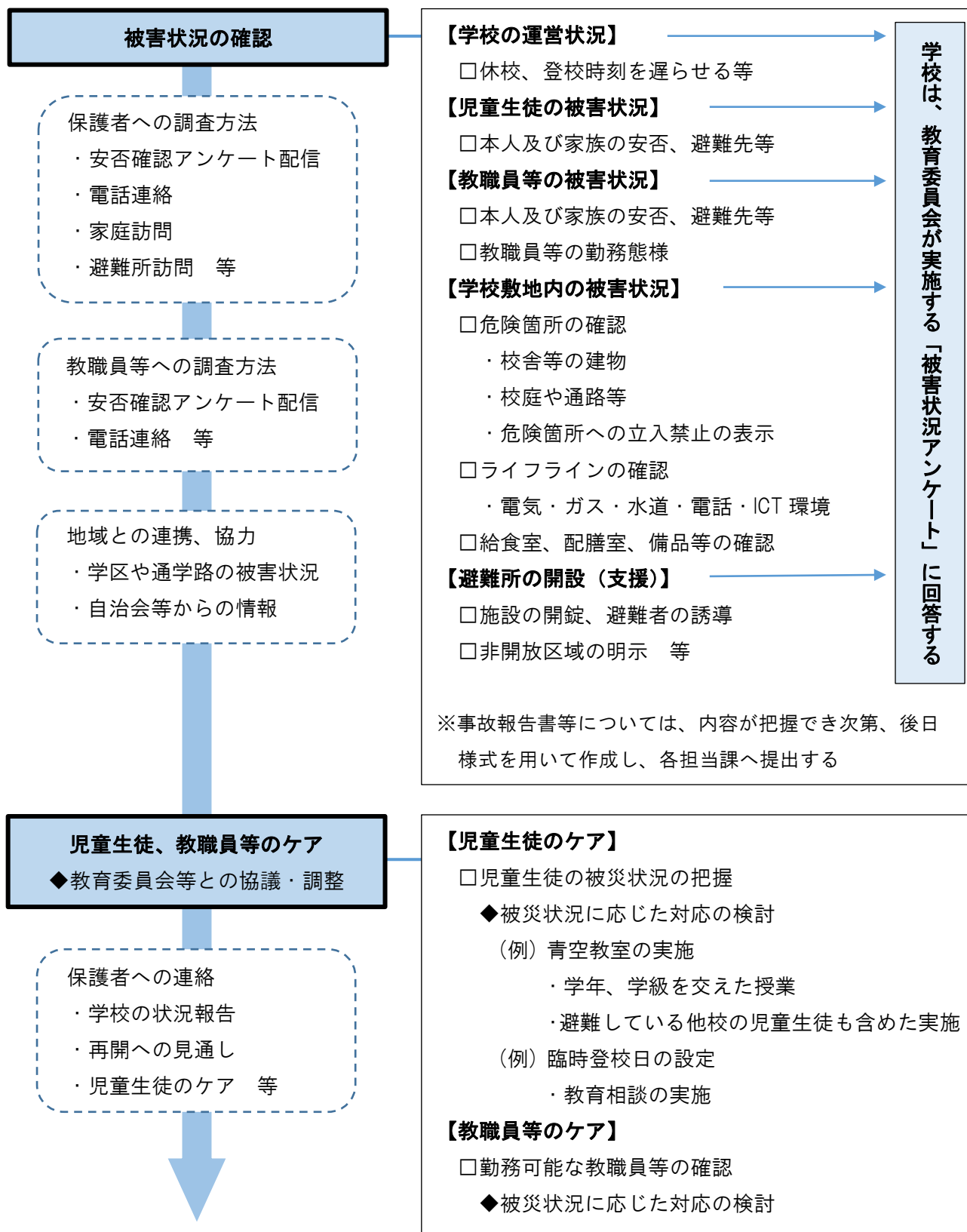
避難者カード	
1 家族 1 枚記入してください。	安否確認が有った場合に この情報を使用することに 同意する・同意しない
所属自治会・組（班）： _____	
住 所： _____	
避難者代表名： _____	
家族名（一緒に避難している方）： _____	
ここに居ない家族名： _____	

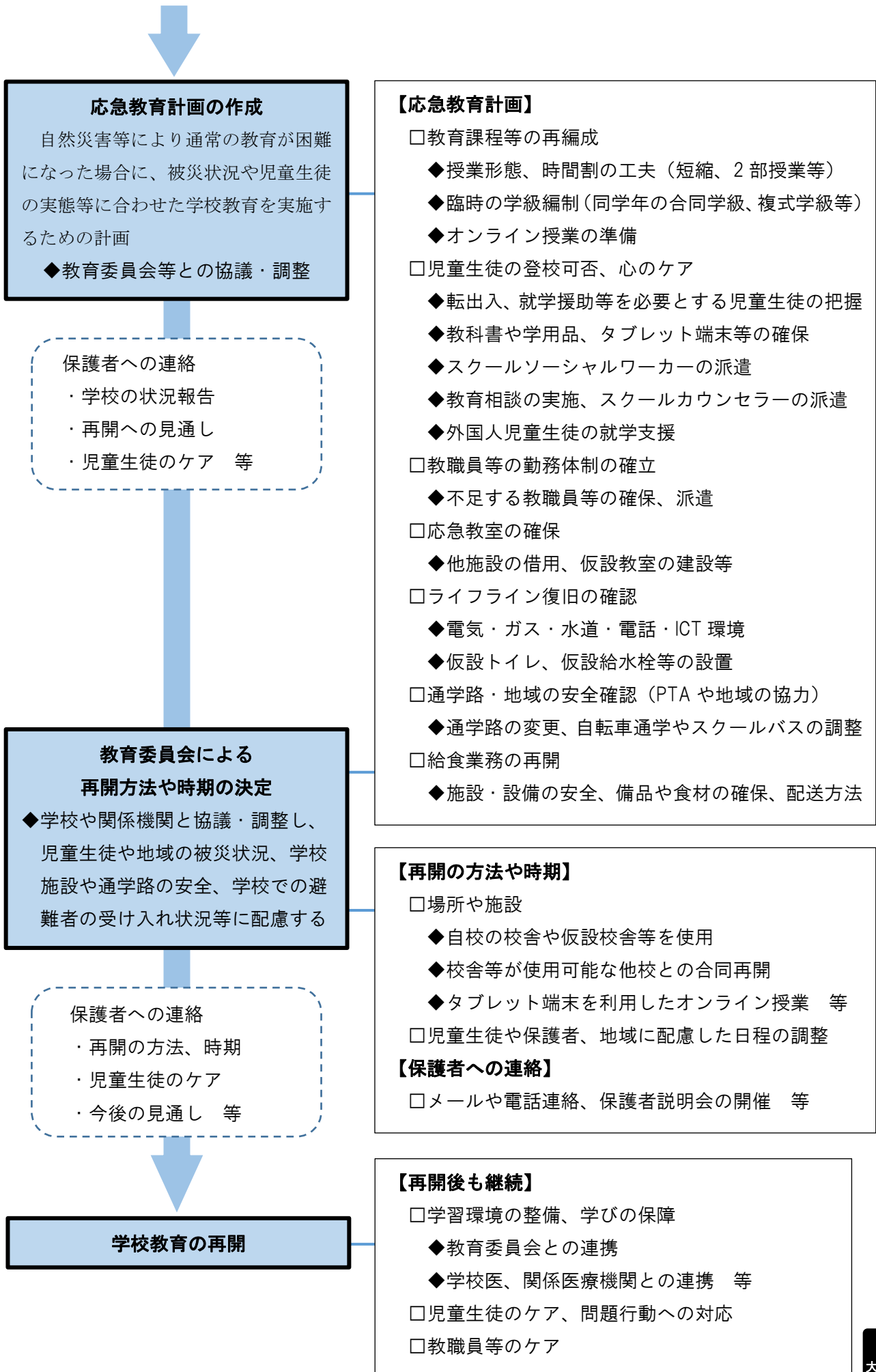
避難者カード	
1 家族 1 枚記入してください。	安否確認が有った場合に この情報を使用することに 同意する・同意しない
所属自治会・組（班）： _____	
住 所： _____	
避難者代表名： _____	
家族名（一緒に避難している方）： _____	
ここに居ない家族名： _____	

(2) 学校教育再開に向けた具体的な対応例

大規模災害により一定期間の休校を余儀なくされる被害が発生した場合、学校は教育委員会等と協議・調整をしながら、学校や地域の実態に即した応急教育計画を作成し、学校機能の早期回復を図る。

□学校の対応例 ◆教育委員会との協議・調整





13 改正履歴

年月日	概要
平成 27 年 4 月	初版発行
平成 30 年 12 月	国による南海トラフ地震に関連する情報の発表や、洪水災害及び土砂災害に係る避難確保計画の作成義務化の開始に伴い、「南海トラフ地震に関連する情報編」、「避難情報編（河川の氾濫、土砂災害）」を追記
令和元年 5 月	大規模停電や熱中症事故防止への対処として、「停電編」、「高温注意情報・暑さ指数編」を追記
令和 4 年 8 月	浜松市教育委員会による「浜松市立小中学校・幼稚園防災対策基準」の改訂やマニュアルのひな型変更に基づき、「危機管理マニュアル（災害安全編）令和 4 年度改訂版」を作成
令和 4 年 9 月	天竜川の氾濫による浸水想定区域の変更に伴い、「河川の氾濫」ページを改訂 「緊急時持ち出し品」「備蓄品」を変更
令和 6 年 3 月	・行政区の再編に伴い、表記を修正 ・「大規模地震発生時の避難所開設に備え共通理解しておくべき内容」を追記
令和 7 年 3 月	防災教育ページに「浜松市防災教育ポータルサイト」を追記 「学校における暑さ指数（WBGT）に応じた対処」に熱中症特別警戒アラートへの対応等を加えて修正 備蓄品に米粉クッキーを追記
令和 8 年 3 月	「対処基準 津波災害編」に、遠地津波の対応等を加えて修正 浜松市防災マップ（ハザードマップ）更新に伴い、「対処基準」の災害情報を更新

学校名	浜松市立中瀬小学校
氏名	
配備	事前・第1次・第2次・第3次
班名	

